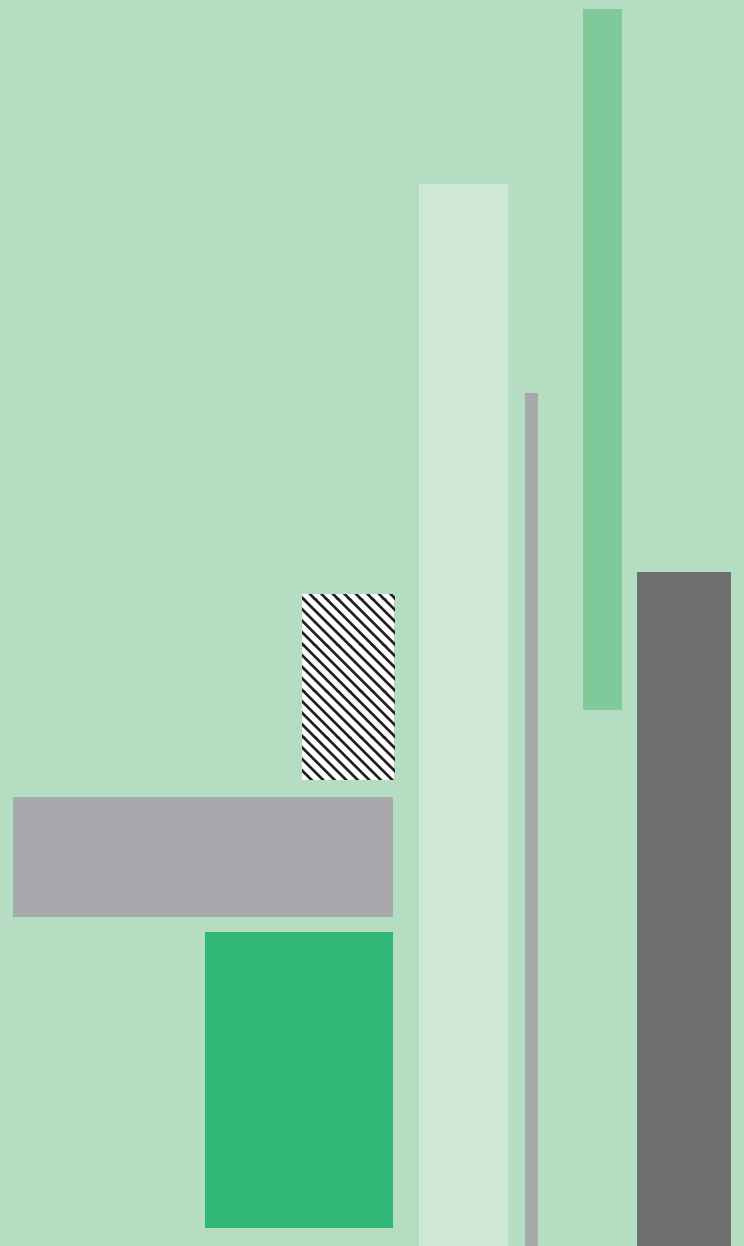


〈県政資料・第 118 号〉

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

■ 2013年9月定例会

■ 要望・申し入れ・談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2013年9月定例県議会（2013年9月20日～10月11日）

1、村岡正嗣県議の本会議一般質問（2013年9月30日）	2
2、福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑（2013年10月7日）	20
3、県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑（2013年10月7日）	25
4、自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑（2013年10月9日）	27
5、次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における 村岡正嗣県議の質疑（2013年10月9日）	28
6、知事提出議案に対する反対討論（2012年10月11日）	30
7、議員提出議案に対する反対討論（2012年10月11日）	32
8、議案及び請願に対する各会派の態度	33
9、日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）	36
10、県議会6月定例会をふりかえって（談話）（2013年10月11日）	38

要望・申し入れ・談話

・9月2日発生の竜巻による被害対策に関する緊急申し入れ（2013年9月4日）	40
・県民に開かれた委員会運営について（2013年9月13日）	41
・教育内容の自主性を尊重することについて（2013年9月13日）	42
・9月16日発生の竜巻による被害対策に関する緊急申し入れ（2013年9月19日）	43

2013年9月定例県議会

1 村岡正嗣県議の本会議一般質問

2013年9月30日

質問項目

1. 竜巻被災者および東日本大震災の被災者支援と防災のまちづくりについて
 - (1) 竜巻被災者への支援と今後の対応について
 - (2) 東日本大震災の被災者支援について
 - (3) 地域防災計画の見直しは減災を基軸に
2. 県は地域産業全体を視野に、その振興に全力を
 - (1) 地域社会を破壊する消費税増税、TPPに反対を
 - (2) 中小企業全体を視野に振興策の拡充を
 - (3) 自然エネルギー推進で地域循環型経済を
3. 安心して働ける雇用の確保と賃上げについて
 - (1) 労働法制の規制緩和は許されない
 - (2) 実態把握と事業者及び労働者への指導・周知にかかわって
 - (3) 技能労働者の適切な賃金水準の確保について
4. 県民の命と生活を守る社会保障の充実を
 - (1) 安心して子どもを産み育てたいという県民の願いに応え、県立小児医療センターの存続を
 - (2) すべての県民が生き生きと暮らせるように、障害者施策の充実を



一般質問に立つ村岡正嗣議員

5. すべての子どもが生き生きと成長できる教育環境の整備を
 - (1) 猛暑から子どもを守る教室のエアコン整備について
 - (2) 特別支援学校の教育環境の整備を急げ
6. 県民に開かれた埼玉県平和資料館へ

村岡正嗣県議

皆さん、こんにちは。南第2区、川口選出の日本共産党の村岡正嗣です。今回で2度目の一般質問となります。今日は、地元川口より大勢の方に傍聴にお越しをいただきました。心より感謝を申し上げます。

それでは、早速、通告に従いまして質問を始めさせていただきます。誠意ある答弁をよろしくお願ひ申し上げます。

1. 竜巻被災者および東日本大震災の被災者支援と防災のまちづくりについて

- (1) 竜巻被災者への支援と今後の対応について
- #### 村岡正嗣県議

初めに、竜巻被災者および東日本大震災の被災者支援と防災のまちづくりについて伺います。

まず、竜巻被災者への支援と今後の対応についてです。

9月2日には越谷市と松伏町、16日未明には

熊谷市、行田市、滑川町で竜巻が発生し、甚大な被害を生じました。まず初めに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

知事は、発災の翌朝に越谷市を視察し、できることは何でもやると発言されました。私も、翌朝の3日、さらに17日と現地に行きましたが、被災された皆さんは恐怖と信じ難い現実には呆然となりながらも、懸命に片付けと応急修理をされておりました。「ゆうべはろうそくで過ごした」、「ブルーシートが配られたが、張ることができない」、「がれきはどこに出したらよいのか」、「がれきで稲刈りができない」、「工事業者を紹介してほしい」など、様々な要望をお聞きしました。一日も早い復旧に関係機関の総力を挙げた支援が求められています。中でも、家屋を損傷、破壊された方々への住居支援は緊急を要する課題の一つです。

そこで伺います。県は県営住宅の提供を決めました。被災者からは、「県営では遠過ぎる」、「通院している病院へ通えなくなる」、「仮住まいは自宅に近いところをしたい」の声です。知事も当初、民間賃貸住宅への独自支援策の検討を表明されました。越谷市と熊谷市は、独自に民間賃貸住宅に入った被災者に家賃を支給する方針を打ち出しましたが、県としても民間賃貸住宅への支援を是非行っていただきたい。知事、いかがでしょうか。

次に、見舞金や復旧支援金、農業被害支援など、幅広い県独自の支援制度について伺います。

全国では、30都道府県が既に独自の支援制度や見舞金支給制度を持っています。知事は、市町村と共同で独自の被災者生活再建支援制度を創設する考えを示されました。そこで、早急に具体化し、全ての被災者を支援するものとした上で、今回の竜巻被災者にも適用していただきたい。知事の積極的な答弁を求めます。

続いて、被災者生活再建支援制度について伺います。

2日の竜巻では、越谷市が被災者生活再建支援制度の適用となった一方、松伏町では全壊家屋が一棟なため適用外とされました。同一の災害によ

る被害でありながら不公平との声は当然と言えます。国に対して柔軟な対応を強く求めていただきたい。同時に、適用の基準を市町村単位に限定している被災者生活再建支援法の改正についても、国に強く働き掛けていただきたい。知事より答弁願います。

さらに、教訓を生かすことについてです。越谷市では、がれきを入れるための土のう袋が被災者に配布されました。熊谷市の担当者に越谷の話をしたところ、即座に土のう袋が配布されました。本県ではこれまで大きな竜巻被害はなく、どの市町村も経験がほとんどありません。今回の竜巻被害で得られた教訓、特に発災直後にどのような応急物資や支援が必要か、どんな制度が利用できるのか、それらをまとめた資料、マニュアルを作成して県内市町村に配布することを提案いたします。危機管理防災部長よりお答えください。

上田清司知事

まず、竜巻被災者および東日本大震災の被災者支援と防災のまちづくりについてのお尋ねの竜巻被災者への支援と今後の対応についてのうち、独自の民間賃貸住宅への支援についてでございます。

議員お話しのように、個別の事情で民間賃貸住宅への入居をすることまでは災害救助法の対象になっておりません。市や町の独自支援策による支出については、県としては2分の1程度の支援を用意していたところでございますが、特別交付税の道も開かれるということになりましたので、特別交付税によって措置されるように国に対して働き掛けていきたいと考えております。

次に、独自の被災者生活再建支援制度についてでございますが、既に申し上げましたように制度を検討するに当たっては、過去の災害での対応に加え、今後起こり得るであろう大規模災害の規模や財政負担、また、火災保険などで地道に掛金を払っている人との整合性などを考えなければならぬのかなと思っております。

被災地域の市長さんや町長さんからもお話をいただいておりますので、早急に市長会や町村会との

協議を進めて決める、このように考えております。また、災害見舞金という方法ではなくて、被災者の生活再建にきちんと支援ができる制度設計を検討していきたいと考えております。

次に、被災者生活再建支援法の改正に関する国への働き掛けでございます。

今回の松伏町は、同一の竜巻災害でありながら、全壊件数が基準に満たないために支援法の対象外になっています。支援法の適用の範囲について課題があることは重々分かります。県では、9月9日に内閣府特命担当大臣に対し、法律の弾力的運用についての要望書を提出いたしました。現在、国でも制度の見直しについて検討を始めたと聞いております。県としても、国に対して今後しっかり検討状況を見守りながら、何らかの形で丁寧な働き掛けをしていきたいと思っております。

福島亨危機管理防災部長

竜巻被害の対処マニュアルは、是非必要だと思います。今回の竜巻被害では、例えばブルーシートは備蓄品で間に合いましたが、がれき処理に使う土のう袋は備蓄対象となっておりませんでした。そのため、急ぎよ物資協定を結んでいる企業から調達することとなりました。まずは、今回被害を受けた市町の経験を事例集にまとめ、更に各種支援制度なども盛り込んだ対処マニュアルとして整備してまいります。

村岡県議

竜巻被災者の方への民間賃貸のことで、知事も一度は県の独自支援も決めたんですが、先ほどの答弁では特別交付税の道があるんじゃないかなろうかということで、今模索をしているような答弁でした。その結果はどうなるのかまだ分かりませんが、御確認したいのは、どういう結果になろうと知事としてはですね、県としても民間賃貸住宅の必要性は声を聞いているので分かるので、何らかの形でやっていくというお気持ちは、それはあるということを確認を1点させてください。

上田知事

基本的には、市や町が独自支援をされるということに関して、県としては2分の1程度のもは用意したいということは最初から考えておりますし、心の準備も基本的な準備もしております。ただ、特別交付税で面倒を見ようという話が持ち上がりましたので、この道をわざわざ外すことはないの、そちらのほうをきちんと用意しようというふうに思っております。

ただ、市や町がもう具体的に物事が動いて、お金がすぐ必要だというようなお話があれば、県はとりあえず立替えみたいな形はするつもりでもいます。それは東日本大震災のときに、国が何かの形でお金が出ないことがあっても、県は絶対的に出しますから安心してやってくださいというのと同じ姿勢です。それは変わりません。

ただ、できれば県費を使わないで特別交付税を、地方交付税を使ったほうがやはり県民的には利益になるという考え方を持っていますので、基本的にはそういう用意があるということを知りましたので、その道はきちんと追いかけていきたいと思っております。

(2) 東日本大震災の被災者支援について

村岡正嗣県議

次に、東日本大震災の被災者支援について。

我が党県議団は、今月4日、5日、福島県を視察してまいりました。南相馬市小高区や浪江町の中心部には全く人影はなく、原発事故によって日常の暮らしが一瞬にして断ち切られてしまった、そのむごさを目の当たりにし、怒りを禁じ得ませんでした。しかも今、福島第1原発では放射能汚染水漏れという重大事故が発生、その解決の見通しは立っていません。東北を忘れてはなりません。

そこで伺います。最初に住宅問題です。

県外へ避難した方にとって、より深刻なのが住まいです。本県への避難者のうち、現在2千22人が県の民間賃貸住宅借上制度を利用しています。しかし、家庭の実情に合わない状況が生まれてきています。「突然の事故により車椅子生活になっ

た」、「子どもの高校が決まったが、通学に遠過ぎる」、「借換えを認めてほしい」など、切実な声が寄せられています。しかし、埼玉県内での借換えは原則認められていません。住まいは人権です。埼玉県として、避難者一人一人の状況に即して借換えの要望に柔軟に対応すべきです。被災3県及び国に強く求めていくべきと考えます。知事の答弁を求めます。

次に、生活実態の把握について伺います。

被災県から埼玉県内に避難している方は、8月時点で合計3千342人です。その中には、父親だけは福島に残り、母親と子どもだけが埼玉に来た方、避難所を転々とする中で家族がばらばらになってしまった方、病気を抱えた方など、知らない土地で不安と困難を抱えています。避難生活が長期化するだけに、個々の状況に応じた支援が求められます。

そこで、県としても市町村と連携して避難者の皆さんの生活実態をきめ細かくつかむことが必要と考えますが、危機管理防災部長の答弁を求めます。

上田清司知事

次に、東日本大震災の被災者支援についてでございます。

避難者の方々には、被災3県からの要請に基づいて、災害救助法による応急仮設住宅として民間賃貸住宅を提供しております。災害救助法では、原則として民間賃貸住宅の借換えはできないこととなっております。確かに、議員が御指摘されましたように、避難生活が長期化する中で民間賃貸住宅の借換えをしなければならない事情が生じることもあると思います。ただ、特に県内避難者の大部分を占める福島県の方々については、福島県そのものが帰還政策を強く進めていることも踏まえなければなりません。帰還の促進を図るため、埼玉県の応急仮設住宅から福島県の応急仮設住宅に住みかえることは例外的に認められています。しかし、避難者の方が被災県の県民であり、被災者の保護について被災者の実情を考慮して、一義

的には被災県が国に要望すべきものと考えております。

したがって、今後、被災県が県外での民間住宅の借換えを国に要望するような状況になった場合には、埼玉県としては避難者及び被災県を支援する形としてしっかりと対応したいと思っておりますが、今の状況の中では福島県自身が対応しないという状況の中では、埼玉県は非常に対応ができない状況でございます。

福島亨危機管理防災部長

被災者支援については、原発避難者に関する特例法により、避難者を受け入れた市町村では住民と同様のサービスを提供することとされています。そこで、市町村では避難者の日常生活を支援するため、必要に応じて調査を行っていると思っております。きめ細かなサービスや生活実態の把握は、避難者の受入数や実情に応じて、それぞれの市町村で行うものと考えております。

一方、県においては、被災県からの要請に応じ、公営住宅や民間賃貸住宅の提供などを中心に行っております。今後とも被災県や県内の受入れ市町村からの要請により、必要な支援を行ってまいります。

(3) 地域防災計画の見直しは減災を基軸に

村岡正嗣県議

次に、地域防災計画の見直しは減災を基軸にについて。

現在見直し中の地域防災計画は、減災を基軸とし、被害を最小に抑えるための耐震化や防火対策など、被害の起こりにくいまちづくりとすること。高齢者や障害者、子どもなど災害弱者の安全の確保、医療や介護、保育など、ふだんからの環境整備に努め、災害関連死を起ささない社会構造とすべきです。

そこで伺いますが、第一に、耐震化はもちろん、低湿地や傾斜地の宅地化など、無秩序な開発の抑制や住宅密集市街地の改善など、土地利用を災害の起こりにくいまちづくりの観点から、適正に規

制誘導する都市計画が必要と考えますが、都市整備部長よりお答えください。

第二に、住民の防災意識の向上についてです。

各自治体で防災訓練が毎年行われていますが、住民の参加率はどうでしょうか。住民の参加なき地域防災対策では、いざというとき役に立ちません。住民の防災意識を高める観点から、防災訓練の内容や参加率の向上について、県としての取組を伺います。

また、住民に具体的な被害の可能性を知ってもらうことも有効です。そこで、地震による建物倒壊や火災の発生などについて、危険度を分かりやすく示したパンフレットを作成し、県民に周知していただきたい。

第三に、職員の育成について伺います。

本県でも、いつ大震災が起こるか分かりません。東日本大震災では、公務労働者の役割の大きさが鮮明になりました。広域災害での県の役割は非常に重要となり、極めて専門性の高いエキスパート職員が必要とされます。しかし、これまでの人事ではゼネラリスト志向から数年で異動となるのが一般的です。そこで、本県でも防災の専門職を育てる必要があるのではないのでしょうか。

第四に、災害弱者への支援についてです。

視覚障害と聴覚障害では、必要な支援が異なります。障害ごとにきめ細かく話を聞き、地域防災計画に生かすことについて、また、県内市町村の要支援者名簿の整備が急がれますが、整備状況はどうか、未整備自治体へ県としてどのように支援していくのか。

以上、危機管理防災部長より答弁を求めます。

南沢郁一郎都市整備部長

減災は都市計画の大変重要な視点であります。このため、県及び市町村では従来からこの取組を積極的に推進しております。例えば、県では都市計画の基本的な方向性を示す都市計画区域の整備開発及び保全の方針に、不燃化、耐震化、安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行える都市空間の整備などを定め、防災都市づくりを推進してお



ります。また、市街化区域を定める際には、水害などの発生のおそれのある区域を含めないこととしております。市町村では用途地域や防災地域、地区計画等の都市計画を定めるとともに、土地区画整理事業や市街地再開発事業などを進めております。これらにより建物の間隔の確保や不燃化、また、消防活動や避難に必要な道路、公園などの公共空間確保、あるいは密集市街地の改善などの市街地整備を推進しております。今後とも、県とまちづくりの中心的な主体である市町村が連携して、災害に強い都市づくりを進めてまいります。

福島亨危機管理防災部長

平成24年度の市町村防災訓練への住民参加率は2.3%でございました。市町村の防災訓練は防災関係者の訓練でもあるため、市民全員が参加する規模での開催は困難でございます。そこで、県では多くの住民が参加できるシェイクアウト訓練などを取り入れることを勧めております。一方で、住民が主体的に参加できる訓練としては、自主防災組織などが地域の実情に即して行う訓練が効果的であると考えております。県では、自主防災組織の核となるリーダーを養成し、多くの県民、住民の参加を促進したいと考えております。

次に、危険度を分かりやすく示したパンフレットの作成についてです。

危険度を分かりやすく示したパンフレット、いわゆるハザードマップは地域の防災対策と一体となっており、地域のきめ細かい状況を含めて市町

村によって作成されるものでございます。県では、地震被害想定調査の結果を市町村に提供し、その結果を基に現在県内の全市町村がハザードマップを作成し、危険度を住民に周知しております。今後とも必要な情報を市町村に提供するなど、更に具体的で分かりやすいハザードマップ作成を支援してまいります。

次に、職員の育成についてです。

県では、初動体制や発災後に想定される業務を学ぶ統括部研修、図上訓練や防災訓練などを実施し、計画的に職員を育成しております。さらに、危機対応の専門家である自衛隊出身の職員や警察本部からの出向職員を配置し、ノウハウの蓄積を図っております。県の人事異動方針としても、専門的な知識が求められる職員については、過去の経験に配慮した配置をいたしております。大災害発生時には、過去5年以内に危機管理防災部に在籍した職員が災害対応に従事する制度も設けております。今後とも様々な研修や訓練を組み合わせ、防災の専門職員の育成に努めてまいります。

次に、障害の種別ごとにきめ細かく話を聞き、地域防災計画に生かすことについてです。

議員御指摘のとおり、例えば視覚障害と聴覚障害では避難勧告の伝達方法が異なります。県では、これまで障害者団体との意見交換を行い、御意見、御要望を伺ってまいりました。こうした御意見を基に、今年度見直す地域防災計画の災害時要援護者支援に反映してまいります。

次に、県内市町村の要支援者名簿の整備についてです。

平成25年4月現在、63市町村のうち50市町村が名簿を整備しております。未整備の13市町も、県の説明会や情報提供により現在作業を進めております。また、県では市町村と連携して実際に障害者、高齢者の避難誘導に当たる自主防災組織の育成強化にも取り組んでおります。災害時要支援者の安心・安全を図るため、福祉部とも連携し、支援体制を整備してまいります。

2. 県は地域産業全体を視野に、その振興に全力を

(1) 地域社会を破壊する消費税増税、TPPに
反対を

村岡正嗣県議

次は、県は地域産業全体を視野に、その振興に全力をについてです。

最初に、地域社会を破壊する消費税増税、TPPに反対を求め、伺います。

安倍首相は、来年4月からの消費税率引上げを強行しようとしています。賃金は減り続け、物価は上がり、今国民の暮らしは深刻です。到底増税できる環境ではありません。8%となれば、国民は8兆円の負担増となり、国民の暮らしは破壊されます。日本の経済も本県の経済も壊され、結局、日本の企業も本県の企業も立ち行かなくなることは必至です。だからこそ政府はあれこれの経済対策を持ち出そうとしているのです。

知事は、消費税率の引上げで県民生活と県内産業への影響をどう考えておられるのでしょうか。知事には来年4月からの消費税増税は中止すべきと、しっかり声を上げていただきたい。いかがでしょうか、お答えください。

続いて、環太平洋経済連携協定（TPP）についてです。

日本政府はこの7月、TPPの締結交渉参加を強行しました。安倍首相は、交渉力を駆使する、守るべきものは守ると力説しましたが、現状はほど遠く、米、乳製品、砂糖など重要農産物の関税撤廃の聖域確保は可能性はほとんどないと言います。期待されたアメリカが日本製自動車に掛ける関税の撤廃も見送られました。県内の農業関係者からは、TPPは米だけではない、野菜農家もやっけていけなくなるとの声です。

知事、本県の食と農業、地域経済、そして医療を守るためにも、TPP交渉からの撤退を国に強く求めていただきたい。お答えください。

A. 上田清司知事

まず、地域社会を破壊する消費税増税、TPPに反対をのうち、消費税増税についてでございま

す。

御承知のとおり、国と地方を合わせた長期債務が1兆円に上っております（その後「1千兆円」に訂正）。我が国の税収も、法人税がピーク時で19兆円ありましたが、現在は9兆円に落ちています。所得税は26兆円ありましたが、14兆円になっています。そもそも収入そのものが約22兆円減っているわけであります。このため、毎年度国の予算は多額の国債発行などに頼らざるを得ない状況になっています。このことも大変問題だと思っております。

こうした事態をしっかりと国民に伝えて、バランスのとれた収支関係を確立しなければならないことは自明の理だと私は思っております。ただし、消費税を引き上げるに当たっては、上向いてきた景気の腰折れとならないような経済対策が必要だと考えます。その内容も、雇用の拡大や設備投資の促進などにより、成長力の底上げや景気の好循環につながることを重要であると考えます。

また、改正消費税法では、低所得者に配慮をする観点からの給付措置や軽減税率などの導入についても当然検討をすべきだと思います。それらを前提に一定の負担を国民がしていく。そして本当に大変な人たちには何らかの形で社会政策でカバーをする。また、国民生活を豊かにする上ではこういう仕組みが必要だと考えるところでございます。

さらに、消費税3%の引上げ分のうち、0.7%は地方消費税として地方の社会保障財源にもなります。税金は取るな、医療は無料にしろ、福祉は充実しろ、道路は造れ、防災は万全にしろといっても、なかなか財源の裏付けのないことはできません。こうしたことから、私は消費税率の引上げについては一定の評価をしておりますので、反対するつもりはございません。

もとより、国の行政改革の不熱心さには怒りを感じるものでございます。問題は、消費税率の引上げに伴うマイナスをいかに極小化するか、そういう知恵と力が今の政権に試されている、このように私は考えております。

次に、TPPに反対をについてでございます。

私は、基本的に日本経済の発展というのは自由貿易の中でなされてきたことだというふうに思っております。産業の空洞化を防ぎ、経済競争力を保ちながら雇用の維持拡大を図るために、TPPへの参加は避けて通れないものではないかと思っております。

TPP参加の是非については、参加による影響をどう想定するか、プラスマイナスを多面的に検討する必要がございます。例えば、本県は事業所数、従業者数とも製造業の占める割合が全国平均を上回っております。TPPに参加することで産業の空洞化を防ぎ、県民の雇用を守るプラスの影響は多いと考えられます。

農業分野では、グローバル化の流れの中でTPP参加いかんにもかかわらず、国際競争力を確保し世界に打って出る、そういうことが必要だと。TPPだけの問題ではなくて、農業そのものを強くしなければならないということは当然のことです。農業者の経営努力で埋め難いような、そういう海外との条件格差の支援というのは当然国が責任を持って行うべきであります。競争できるところは競争する、もう条件そのものの格差が歴然としているようなところでは何らかの形でカバーする、こういう二面的な政策をとることが重要だと思っております。

また、国家と投資家間の紛争解決手段、いわゆるISDS条項についても注意が必要であります。これは投資家や企業が投資受入れ国の国内ルールで不利益を被ったという理由で、世界銀行傘下の投資紛争解決国際センターなどに申立てを行うことができるものでございます。日本もこのような苦手な国際交渉事に十分対応できるような準備を整えておかなければ、正にこうした分野で遅れをとってしまってマイナスになってしまう可能性があると思っております。

総理も、国益にかなう最善の道を追求すると言われております。10月にインドネシアで行われる首脳会合では、守るべき国益をきちんと守るという強い姿勢で臨んでいただきたいと私は思います。

消費税のところで、国と地方を合わせた長期債

務について、1千兆円と申し上げるところを私の口もとが誤って1兆円と言ったそうでございます。1千兆円と言ったつもりであります、事務方は1兆円と聞こえたような話になっておりますので、おわびして訂正させていただきます。

(2) 中小企業全体を視野に振興策の拡充を
村岡正嗣県議

次に、中小企業全体を視野に振興策の拡充をについて伺います。

地域を歩くと、町場の小規模事業者から、我々にももっと光を当ててほしいとの声が寄せられます。県内の中小企業全体を視野に入れた振興策が求められています。

そこで、最初に事業所の実態把握について伺います。

県は、県内事業所を対象に4半期経営動向調査を行っていますが、それで十分と考えているのでしょうか。県内の全事業所を対象とした調査を市町村と連携して行うべきと考えますが、どうか。

次に、情報提供についてです。

県内には、様々な分野で企業集積の力、町工場の技術力があります。そこで、県内中小企業の高い技術力を生かす上で、企業の得意分野、技術を簡単に検索できる情報検索システムが必要と考えますが、いかがでしょうか。

続いて、地域商業活性化のための食の商業活性化イベントについて伺います。

埼玉県は、今年2月に川口市など3か所で開催しました。この事業はいわゆる飲み歩きイベントで、私も期待するところです。成功の鍵は地元の自発的なイベントとすることですが、今回は新都心にある旅行会社に委託して実施したと聞きました。是非、地元主体の事業運営へと改善を図って、商店街の活性化を支えていただきたい。

以上3点、産業労働部長よりお答えください。

山中融産業労働部長

まず、事業所の実態把握についてでございます。

4半期経営動向調査では、業種や企業規模など

を考慮して抽出した2千200社を対象に、郵送によるアンケート調査と業種ごとの課題や動向を把握するための訪問調査を実施しています。景況感や売上動向などの固定調査項目のほか、その時々々の情勢に応じた調査項目を盛り込み、県内中小企業の実態把握に努め、タイムリーな施策展開を図っています。

県内全事業所対象の実態調査としては、国や県、市町村が協力して実施する経済センサスがあります。この調査は、県内の約24万5千事業所を対象とした大規模なもので、産業構造の特徴や企業活動の実態の把握に適しています。結果が出るまでに時間がかかりますので、4半期経営動向調査と併せて活用してまいります。

次に、情報提供についてでございます。

現在、県産業技術総合センターのホームページで県が保有する公開可能な企業情報が検索できます。このシステムは、企業の事業内容や主要製品、得意とする技術や主要設備など詳細な情報が簡単に検索でき、約900社の情報を見ることができません。県ではこの技術情報などを活用し、例えば大学と企業による食品のうまみを向上させる調理器の開発など、共同研究開発にも役立てています。今後は技術力の高い企業情報の収集に努め、併せて情報検索システムの周知に努めてまいります。

最後に、食の商業活性化イベントについてでございます。

飲食店を巡る食べ歩きイベントは、年代を問わず多くの集客が期待でき、地域商業を活性化する有効な手段の一つです。開催に当たっては、地元市、商工団体、商店街などで構成する地元主体の実行委員会を組織し、その運営を初回のみ県が支援しています。昨年度支援した3地区のうち、川口市とふじみ野市の2地区では地元商工団体が中心となり準備し、今年度は自主的に開催することとなりました。こうした実績を踏まえ、今年度は新たに10地区で実施します。このイベントを通じ、地元商店街が自主的ににぎわいや売上向上につながるイベントを次から次へと打ち、活性化するように支援してまいります。

(3) 自然エネルギー推進で地域循環型経済を
村岡正嗣県議

次に、自然エネルギー推進で地域循環型経済についてです。

本年2月の予算特別委員会では、自然エネルギー推進政策の基本原則は地産地消による地域雇用や地域産業の振興にあるとの私の提案を知事にも御確認いただきました。今回も自然エネルギー推進による地域循環型経済を求め、伺います。

長野県飯田市では、今年3月、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例が制定されました。全国でも同様の条例制定の検討が始まりつつあります。本県でも、自然エネルギーの導入による地域再生と産業振興を目指す自然エネルギー推進基本条例（仮称）制定に向け、検討を始めるべきと考えますが、知事いかがでしょうか。お答えください。

続いて、住民主体の自然エネルギー推進について3点伺います。

メガソーラー事業では、地域循環型経済は望めません。住民参加によってこそ可能です。県がイニシアティブを発揮し、各自治体とも連携して住民による自発的な発電事業モデルを大きく推進することは非常に重要と考えます。

そこで、第一に、太陽光発電設備を設置する市民共同発電事業への助成を大幅に拡大していただきたい。

第二に、市民による太陽光発電の事業化では、初期投資が大きな課題となります。その解決策としての成功モデルに、飯田市での地域の太陽光発電事業に市民が出資するおひさまファンドがあります。本県でも各市町村と連携し、太陽光発電における市民ファンドを後押しできるよう支援策を検討していただきたい。

第三に、太陽光発電はじめ木質バイオ、小水力などの自然エネルギーの普及を進めようとする意欲あるNPOや各種団体に対して、学習会、情報提供、研究支援など、幅広い支援に思い切って力を入れていただきたい。

以上、環境部長よりお答えください。

上田清司知事

次に、自然エネルギー推進で地域循環型経済についてでございます。

日本のエネルギー政策は、大きな転換期にあります。県では、エネルギーの地産地消の実現により地域循環型経済の形成、更には雇用創出にもつながるエコタウンプロジェクトの取組を進めております。長野県飯田市の取組など、市民、NPOが中心となり、再生可能エネルギーを活用して地域で循環型経済を形成する取組事例も御紹介がございました。再生可能エネルギーには地域性があり、山間部では森林バイオマス、都市部では家庭の生ごみなど食品バイオマスなど数多く存在しています。正にそれぞれの地域の特性を生かし、地域住民や地元企業の方々が自ら考え、創意工夫することに価値があると思います。

地球温暖化をはじめ地球環境を考えるのであれば、再生可能エネルギーを活用することは極めて重要です。その意味において、私は議員の御提案を生かすべく、再生可能エネルギーの利用推進を高々と掲げた基本条例を制定することは検討に値すると考えます。神奈川県の事例を中心に、お互いに研究してまいりましょう。

畠山真一環境部長

まず、太陽光発電設備を設置する市民共同発電事業への助成拡大についてでございます。

本県では、市民団体が市民から寄附を集めて保育園や自治会館などに太陽光発電設備を設置する場合に助成を行っています。これまでに8施設への設置を助成してまいりましたが、今年度も3施設への助成を予定しております。今後とも市民団体のニーズを十分踏まえた助成に努めてまいります。

次に、太陽光発電における市民ファンドの支援策についてでございます。

太陽光発電事業は、固定価格買取制度により、基本的には財政的支援はなくても成り立つものと考えております。一方、市民ファンドには金融商品取引業の資格取得や、広く多額の資金を集める

ノウハウが乏しいなどの課題があります。県としましては、こうした分野の専門家の紹介や情報提供などの面で支援を行ってまいります。

次に、学習会、情報提供、研究支援などに対する幅広い支援についてでございます。

県では、平成21年度から環境ビジネスセミナーとして、環境やエネルギーに関する最新情報の提供を目的に講師を招き、学習会を開催しております。最近では、今年7月に木質バイオマスエネルギーをテーマとして開催し、数多くの企業、NPO、市民団体の皆様にも御参加をいただいております。引き続き、その充実に努めてまいります。また、研究支援につきましても、具体的な御提案があれば技術的アドバイスや専門家の紹介、共同研究などの支援を行ってまいります。



3. 安心して働ける雇用の確保と賃上げについて

(1) 労働法制の規制緩和は許されない

村岡正嗣県議

次に、安心して働ける雇用の確保と賃上げについて伺います。

まず、労働法制の規制緩和は許されないことについて。

安倍政権は、派遣労働を臨時的、一時的な業務に限定するという原則をなくし、派遣労働者をいつまでも使い続けられるようにする労働者派遣法の改悪を進めています。日本社会を総ブラック企業化する労働法制の規制緩和は断じて許されません。

知事は、今年2月の本会議において、「問題は、正規労働者として働きたいと思っている人が非正規として働いていることでもあります」と述べています。知事、県民の安定した雇用を守るためにも、安倍政権の労働法制の規制緩和にしっかりと反対を表明していただきたい。お答えください。

上田清司知事

次に、安心して働ける雇用の確保と賃上げについてのお尋ねのうち、労働法制の規制緩和は許されないについてでございます。

国では、経済成長を進める上で雇用の流動性を高めるべきという考えが、いわゆる成長戦略で示され、労働法制の見直しが幅広く議論をされています。時代の変化に伴い、産業構造が変化し、働き方も多様化しています。時代に合わせて労働法制も見直しを行う必要があると私は考えます。個人のライフスタイルや希望に合った多様で柔軟な働き方を実現し、県民の雇用の機会を増やすことは重要であります。県では、短時間勤務制度やフレックスタイム制などに取り組む企業を多様な働き方実践企業として認定し、既に603社に拡大しています。今後、国において本格的に議論が進む中、労使双方にメリットが得られるようなルールを作り上げることが重要だと思います。ただ、労使が交渉する場合、どうしても使用者が強い立場になりますので、ルール作りにおいて労働者が保護される仕組みを入れておくべきだと考えます。

(2) 実態把握と事業者及び労働者への指導・周知にかかわって

村岡正嗣県議

次に、実態把握と事業者および労働者への指導・周知にかかわってです。

工場に派遣された青年は、まともな講習もない

まま4日目にけがを負ったが、当初労災でないと
言われた。仕事中にけがをした女性は、請負契約
を理由に労災も認められず、給料が翌々月払いの
ため、辞めるにも辞められず、結局体を壊してし
まった。営業職の男性は、社長から人間性が悪い、
能無しなどの罵声を連日浴びせられ、重度の鬱病
を発症してしまった。これらは先日、労働相談を
受けている方から聞いた話です。昨年から相談は
増加傾向、内容は解雇、退職勧奨、賃金や残業代
の未払い、パワハラなどが上位を占め、その方は
人間を人間として扱わない職場が増えていると非
常に危惧されておりました。

そこで、産業労働部長に伺います。本県の行っ
ている労働相談ですが、相談者の年齢や労働形態、
事業所の規模など、働く実態について具体的に把
握しているのでしょうか。相談者一人一人のリアル
な実態をつかんでこそ深刻な労働環境の改善につ
ながると考えますが、どうでしょうか。

また、県としても解雇規制や労災申請など、雇
用主としての責任をしっかりと啓発、指導すると
ともに、働く者の権利を県民に分かりやすく周知
徹底させるべきと考えますが、お答えください。

山中融産業労働部長

まず、労働相談での相談者の実態把握について
です。

県では、労働者、使用者から合わせて24年度、
4,755件の労働相談がありました。相談のうち、
約9割は電話によるものであり、匿名や詳細な内
容をお話しにならないケースもありますが、相談
に当たっては雇用形態、業種などの必要な情報を
相談員が聞き取り、実情を把握しながら対応して
います。特に専門知識の必要な相談には、弁護士
がきめ細かく対応しています。

次に、雇用主への啓発や働く者への周知につ
いてでございます。

県では、今年度から新たに埼玉県経営者協会や
労働団体に協力いただき、連携して埼玉県労働セ
ミナーを開催しています。賃金や労働時間、労働
契約などのテーマに加え、使用者向けに就業規則

の整備、パワーハラスメント対策などのテーマを
取り上げています。これまでに25講座を開催し、
労働者や事業者など1,045人が受講し、昨年度に
比べ47%増加しています。今後とも労使双方に
必要な知識の普及啓発に努めてまいります。

(3) 技能労働者の適切な賃金水準の確保について 村岡正嗣県議

次に、技能労働者の適切な賃金水準の確保につ
いて。

国土交通省は先般、設計労務単価を全国で平均
約15%の引上げを発表し、技能労働者への適切
な賃金水準の確保についてを関係機関へ要請しま
した。しかし、建設産業においては重層下請構造
の下、実際に現場で働く末端の技能労働者の労務
単価にこれらがきちんと反映され、賃金引上げが
行われるのかが問題です。新座市では、1億円以
上の建設工事を発注する際に、第3次下請までの
労務単価の調査を始めました。

そこで伺いますが、ダンピング受注の排除へ本
県はどう対応しているのか、総務部長よりお答え
ください。

併せて、平成25年度公共工事設計労務単価の
早期適用、末端の技能労働者の賃金単価の引上げ
へどう対応していくのか、県土整備部長よりお答
えください。

三井隆司総務部長

ダンピング受注の排除についてお答えを申し上
げます。

本県では、極端な低価格受注を排除するため、
建設工事の入札方法に応じて全ての工事に調査基
準価格又は最低制限価格を設けております。調査
基準価格は、その価格を下回った入札の場合に、
適正な履行が可能な価格かを判断し契約するもの
で、総合評価方式の入札の際に用いております。
また、最低制限価格は適正な履行が確保できない
価格のため、その価格を下回った入札を失格とす
るもので、総合評価方式以外の入札に適用して
おります。これらの価格の算定方法は適宜改定して

おり、最近では6月10日に引上げを行ったところでございます。今後とも、入札状況をしっかり把握しながらダンピング受注の排除に努めてまいります。

柳沢一正県土整備部長

公共工事設計労務単価の早期適用と技能労働者の賃金単価の引上げへの対応についてお答えを申し上げます。

まず、平成25年度公共工事設計労務単価につきましては、本年4月1日以降契約する工事から適用しております。

次に、技能労働者の賃金単価の引上げへの対応についてでございます。

このたびの設計労務単価の引上げに伴い、国では技能労働者へ適切な水準の賃金が支払われるよう、全国規模の建設業団体へ要請いたしました。これを受けて、複数の団体において技能労働者の処遇改善を図る決議が行われております。県では、この設計労務単価の引上げが支払われる賃金に反映されるよう、県内建設業団体に要請を行ったところでございます。引き続き県内企業の受注機会の確保に努めるとともに、県内建設業界の動向を注視してまいります。

4. 県民の命と生活を守る社会保障の充実を

- (1) 安心して子どもを産み育てたいという県民の願いに応え、県立小児医療センターの存続を

村岡正嗣県議

次に、県民の命と生活を守る社会保障の充実について伺います。

安倍政権は、8月に社会保障改革プログラム法案骨子を閣議決定しました。これは社会保障制度改革国民会議の報告を受け、消費税増税と一体で医療、介護、年金、保育などの改悪、負担増を国民に押し付けるものです。我が党は、その改悪を絶対に認めるわけにはまいりません。こうした国の悪政から県民を守る防波堤となるのが県政ですが、特に今回は県民の命と暮らしに問題を絞って

伺います。

最初に、安心して子どもを産み育てたいという県民の願いに応え、県立小児医療センターの存続をについてです。

県立小児医療センターの存続を求める署名は、患者家族を中心にこれまで10万筆提出されており、周辺7市町議会からも関連意見書が上がっております。その上、現在は地域の新生児集中治療床（NICU）や小児救急医療体制を守るため、小児医療センターの存続を求める新しい署名が広がり、蓮田市では2万5千の世帯数を超える署名が既に集まっています。蓮田市の方は、孫はセンターのすぐ前の産院で普通分娩で生まれました。生まれてすぐに心肺停止となり、センターに緊急搬送されて命が助かりました。そう言ってセンター移転後、NICUが地域からなくなってしまうことを心配しています。東部北地区や中央地区にはNICUが1床もなく、センターの15床に頼ってきました。移転となれば空白になります。

そこで伺いますが、第一に、移転となれば、たとえ春日部市立病院に3床NICUが設置されたとしても到底足りません。NICUの確保についてどうするつもりなのかお示してください。

第二に、依然未整備の中央地区の小児2次救急医療体制について、その対策をお示してください。

第三に、移転後、残すべき機能としてNICUや小児2次救急についても検討すべきではないか。

以上、保健医療部長及び病院事業管理者よりお答えください。

次に、知事に伺います。知事が残すべき機能についての検討を表明してから1年半以上が経過しました。新都心の整備は進む一方で、いまだに残される機能については何も明らかにされていません。3次にわたるアンケートが終了してから10か月も経過し、患者家族には不安の声が広がっています。知事は、我が党の昨年2月予算特別委員会の質疑を傍聴に来られた患者家族の方々に、「機能は残します。御安心ください」と直接話されたはずですが、こうした皆さんに早急に方針を示すべきではありませんか。知事、地域と患者家族

の不安は少しも解消されておりません。そもそもこのような地域置き去り、患者置き去りの移転計画は見直して、県立小児医療センターは現在地に存続させるべきです。お答えください。

上田清司知事

次に、県民の命と生活を守る社会保障の充実をお尋ねのうち、安心して子どもを産み育てたいという県民の願いに応え、県立小児医療センターの存続をでございます。

小児医療センターの移転整備は、県内全域の周産期医療や救急医療をはじめとする高度医療の充実強化を目的にしております。この目的を達成するためには、限られた医療資源を最大限に活用し、さいたま赤十字病院と相互に連携していくことが必要であります。このため、小児医療センターの高度専門医療は、基本的にはさいたま新都心に全て移転するものでございます。

しかし、病院の移転に伴う説明会などで、患者御家族の方々から通院が極めて困難になるという御意見もいただいております。そこで、患者御家族の不安に応えるためにも、病院機能の一部を何らかの形で現在地に残すことについて調査検討を指示しているところでございます。

平成24年度は、患者御家族へのアンケートや聞き取り調査を実施しました。これらの調査を踏まえて、現在地で継続すべき診療について、小児医療センターの医療スタッフを中心とする委員会で検討を重ねております。患者御家族と日々接し、その実情を一番よく知っている医師、看護師などが議論をしていますので、患者を置き去りにするなど到底あり得ません。患者御家族にとって重大な問題であり、医学的な判断も必要となることから、慎重に検討した上で方向性を出すものと聞いております。御理解を賜りたいと思います。

奥野立保健医療部長

まず、NICUの確保についてでございます。

NICUを含む周産期医療体制については、複数の医療圏からの患者の受入れを前提に、全県で

必要な体制を確保できるように整備をしております。広域的な受入れを円滑に進めるため、平成23年10月から母体・新生児搬送コーディネーターを配置し、県内のハイリスク妊産婦や新生児を周産期医療施設へ迅速に搬送する仕組みも構築をしております。県内のNICUは現在112床ですが、第6次地域保健医療計画に基づき、小児医療センターを含め新たに36床を整備するなどして、平成28年度までには目標の150床を達成できる見込みでございます。

次に、中央地区の小児2次救急医療体制の整備についてでございます。

当該地区は、上尾、桶川、北本、鴻巣、伊奈の4市1町から構成されており、北里大学メディカルセンターと上尾中央総合病院が当番日を定めて救急患者を受け入れております。平成24年度には火曜日と日曜日が空白日となっておりましたが、本年9月から北里大学メディカルセンターが火曜日を実施することとなりました。残された日曜日についても、半数以上の患者は域内の医療機関において対応しております。今後とも地元市町と連携を図りながら、空白日の解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

名和肇病院事業管理者

移転後の現在地にNICUや小児2次救急を残すべきとお尋ねでございます。

小児医療センター新病院では、周産期医療の充実を図るため、新生児集中治療室(NICU)を15床から30床に倍増し、県内全域から数多くの新生児を受け入れてまいります。また、小児集中治療室(PICU)を14床新設し、外科系疾患を含めた小児の救命救急機能の強化を図ってまいります。このためには、新生児や救急の専門医療スタッフを新たに確保し、育成する必要があるとございます。移転後の現在地でNICUや小児2次救急の機能を担うことは、高度な医療資源を分散することになり、新病院本体の運営に支障を来します。したがって、現在地にNICUや小児救急の機能を残すことは極めて困難でございます。

村岡県議

県立小児の一部機能の移転で、慎重に検討をして、検討委員会で今やっているということで、方向性を出してくるんでしょうけれども、知事がそれを表明されてから1年半近くたっておりますので、いろいろもう検討してきているはずですし、アンケートもやっておりますので、いつまでにその検討をまとめるというふうにですね、指示をされた知事の側からすると、いつまでに、もうそろそろまとめなさいよということで期限を切っているのかどうなのか、その点をお答えいただきたいと思います。

上田知事

小児医療センターの機能について、現地に残すということについての検討時間が長いのではないかとこの疑問でございます。私にもっと専門的な知識があれば、具体的にこれまでぐらいに答えを出せと病院事業管理者に指示をすることもできますが、残念ながらそこまでの知見を私持っておりませんので、病院事業管理者を信頼しておりますし、また、現場の小児医療センターの院長、また看護師等々、大変立派な運営をしていることも、この間30周年記念の会合でそれぞれ医師の皆さんや看護師の皆さんたちと、また患者の会の代表の皆さんたちといろいろな話を意見交換しましたが、しっかりと対応していることもよく分かりましたので、ここは病院事業管理者を信頼してですね、また病院事業管理者のほうから詳しく聞いていただきたいと思います。

- (2) すべての県民が生き生きと暮らせるように、
障害者施策の充実を

村岡正嗣県議

続いて、すべての県民が生き生きと暮らせるように、障害者施策の充実をについて伺います。

数ある障害者の切実な願いの中で、とりわけ遅れている精神障害者問題に絞り、伺います。

厳しい職場、学校環境の中で、心を病む方々は後を絶ちません。現在、県内精神障害者手帳所持

者の数は3万6千人ですが、この5年間で1万人も増加しており、胸が痛みます。しかも、他の障害に適用されながら精神障害を適用外とする施策は、いまだ官民に見られます。その中で、これまで知的・身体に適用されてきたバス運賃の障害者減免がようやくこの4月からほぼ全面的に精神障害にも適用となり、大変喜ばれています。しかし、鉄道には知的と身体の減免制度しかありません。重度心身障害者医療費助成制度も知的と身体のみであり、精神障害は適用外です。

知事に伺いますが、鉄道事業者へ精神障害への減免制度拡大を要請するとともに、ニューシャトル、埼玉高速鉄道など県の出資会社では早急に実施すべきと考えます。また、重度心身障害者医療費助成制度も一刻も早く精神障害に拡大すべきと考えますが、いかがでしょうか。

上田清司知事

次に、すべての県民が生き生きと暮らせるように、障害者施策の充実をについてでございます。

まず、鉄道事業者への減免制度の拡大要請についてでございます。

障害者の自立と社会参加を促進していくためには、交通機関を利用してスムーズに移動できることが非常に重要でございます。障害者の割引制度については、本来障害の種類にかかわらず、公平な制度であるべきだと考えております。

そこで、県では各鉄道事業者に対し、障害者割引制度の対象を精神障害者にも拡充するよう、これまで要望してきました。鉄道事業者は民間企業であるため、障害者割引に伴う経済的負担を強いるのは厳しい面もあります。一方、鉄道事業者は県民の生活の貴重な足として非常に公共性の高い事業であるため、社会のニーズや時代の変化に対応していただきたいと考えております。今後も引き続き鉄道事業者に対し、障害者割引の拡大を粘り強く働き掛けてまいります。

次に、県出資会社での精神障害者への減免制度拡大についてでございます。

県では、障害者の社会参加支援の必要性を踏ま

え、埼玉高速鉄道、埼玉新都市交通に対しても割引制度の拡大を要望しております。両社では、JRや東京メトロなど他の鉄道事業者と同様に、精神障害者に対する割引制度を導入していません。また、地方公共団体が自ら運営する東京都営地下鉄や横浜市営地下鉄においても、精神障害者の割引制度が導入されていません。鉄道事業者では、民間企業だけではなく、県出資会社であっても精神障害者は障害の程度の判断が難しかったことなどもあり、割引制度の導入が進んでこなかった、このような実態がございます。大変残念なことでございます。

したがって、こうした判断がしにくいという現状がありますので、やはりより専門的な集団を抱えている国において、精神障害者の割引に関するガイドラインみたいなものを作っていただいて、そしてそうしたガイドラインを参考にしながら民間鉄道事業者に提示していく、そういうことをしない限り、なかなかこの部分は進まないんじゃないかというふうに私は考えておりますので、国会などにおいてこうした問題を取り上げて、しっかりと議論もしていただきたいというふうに考えております。埼玉県選出の国会議員の皆様方にも、この問題を問題提起したいと考えております。

次に、重度心身障害者医療費助成制度の精神障害への拡大についてでございます。

精神障害への拡大については、他の障害との公平性や精神障害者の自立を支援する観点から、検討すべきという声があることも認識しております。一方、高齢化が急速に進行する中、対象者が増加し、近い将来、制度の維持そのものが難しくなるという懸念もございます。こうした点も踏まえて、将来を見据えて持続可能な制度の在り方についてしっかりと研究をさせていただきたいと思っております。

5. すべての子どもが生き生きと成長できる教育環境の整備を

(1) 猛暑から子どもを守る教室のエアコン整備について

村岡正嗣県議

次に、すべての子どもが生き生きと成長できる教育環境の整備をについてです。

まず、猛暑から子どもを守る教室のエアコン整備について伺います。

いじめ、不登校、学力問題と、今教育をめぐる課題は山積しており、一刻も早い解決が求められています。こうした課題の解決の糸口は、子どもと直接顔を合わせる学校現場にこそあり、議会と行政の役割は現場が全力で子どもたちと向き合えるよう教育環境を整備することにあります。今回は、特に問題となっている教室へのエアコン設置について伺います。

県内市町村立学校の普通教室のエアコン設置率は、平均で38%、ほぼ全学級に設置された自治体が現在14と増えたものの、全く設置されていない0%の自治体は18市町村もあります。特に今年の猛暑は深刻で、私の地元川口では教室内で38度に達した日もあって、子どもたちから気持ちが悪くなる、暑くて頭がくらくらするといった悲鳴が上がりました。教室の望ましい室温について、国は学校環境衛生基準で30度以下としています。

教育長に伺います。第一に、今後も猛暑は避けられません。この問題は、子どもの命と健康が危険にさらされる問題です。県内全学校の普通教室のエアコン設置に向けて、県として全力を挙げていただきたい。

第二に、現行のエアコン設置のための補助制度は、国が3分の1、市町村3分の2であり、地元負担が重過ぎます。国に特別対策を要望し、市町村の負担を軽減すべきと考えますが、いかがですか。

第三に、国が実施に踏み切らない場合、県としてエアコン設置に独自補助を実施すべきではありませんか。

以上3点、お答えください。

関根郁夫教育長

一点目の県の取組についてですが、県では小中学校の設置者である市町村が取り組む暑さ対策の事例集を作成するなど、きめ細かな情報提供を行うとともに、各種国庫補助制度の活用を促しています。引き続き、暑さ対策に取り組む市町村をできる限り支援してまいります。

二点目の国への要望についてですが、今年5月、耐震化の推進と併せて、空調設備の設置についても必要な財源について十分な規模を確保するよう要望しています。

三点目の県独自の補助制度の創設についてですが、暑さにどのように対処していくかは、設置者である市町村によってスタンスに違いがあります。このような市町村の実情や県の厳しい財政状況から、県独自の補助制度の創設は現状では難しいと考えます。今後とも、設置者である市町村において、国の補助制度を活用しながら暑さ対策が円滑に行われるよう支援してまいります。

(2) 特別支援学校の教育環境の整備を急げ 村岡正嗣県議

次に、特別支援学校の教育環境の整備を急ぐことについて伺います。

特別支援学校の過密化解消として、草加かがやき特別支援学校が新たに開校しました。その結果、川口特別支援学校の児童生徒数は昨年度の309人から今年度は255人となり、県教委は過密化は解消されたとしています。しかし、来年度には270人前後へと再び増加する見込みです。今でも32ある普通教室のうち16の教室を複数の学級が使用し、3つの学級で使用する教室まであります。川口特支の過密化は解消されたとは到底言えません。プールが浅くて小さいために、高等部の生徒はバス6台で市内のプールに通っています。

そこで、教育長に伺います。県当局は、川口特別支援学校の過密化について、具体的にどのような基準に基づいて解消、非解消と判断したものでし

うか。私は、高等部の過密化解消には川口市内に新たな高等部をつくる以外にないと考えます。その検討を求めるものです。お答えください。

次に、通学バスについて伺います。

県内の特別支援学校では、毎日4,400人余りの生徒がスクールバスで通っています。通学時間が1時間を超える便のある学校は29校、春日部、熊谷、和光の各校では1時間30分を超える便があり、和光では1時間45分の便もあります。渋滞ともなれば2時間を超え、障害を持つ子どもたちには負担が重過ぎます。通学バスを増発して、大幅な通学時間の短縮を図るべきではありませんか。

また、通学バスの委託会社ですが、学校によっては年度途中でバス会社に変更となります。上尾かしの木特別支援学校もその一つです。保護者からは、子どもは環境の変化に敏感、車体の外観が変わっただけでもバスに乗れなくなるなどの不安の声が寄せられています。一人一人の継続した丁寧な対応が求められるバス通学は、正に教育の一環であり、コスト重視の民間委託にはなじみません。一般競争入札による通学バスの民間委託をやめ、以前のように県が直接責任を持ってバスの運行を実施すべきと考えます。

以上、答弁を求めます。

関根郁夫教育長

今年4月に、草加市の全面的な御協力により、草加かがやき特別支援学校が開校し、通学区域の再編により川口特別支援学校の過密解消に一定の効果がありました。また、特別支援学校の教室は1学級の人数が少ないことや、児童生徒の障害の状況等を踏まえ、教育活動に支障のない範囲で1つの教室を複数の学級で使用しています。これらを踏まえ、現在は川口特別支援学校の著しい過密状況は解消されていると判断しております。

しかしながら、特別支援学校の児童生徒数は都市部を中心に増加傾向が続いており、県内各地域における増加状況や地元の要望等を踏まえながら、具体的な対応方法について検討を進めています。

次に、スクールバスについては、毎年度、児童生徒数の推移や一人一人の障害の状況を考慮し、増車やルートの見直しなどを行い、運行時間の短縮に努めております。また、民間委託は、より少ない費用で運行水準を維持するため直営から変更したものですので、御理解をいただきたいと存じます。

6. 県民に開かれた埼玉県平和資料館へ 村岡正嗣県議

最後に、県民に開かれた埼玉県平和資料館へについて伺います。

埼玉県平和資料館は、1993年8月1日に開館し、今年が開館20周年の節目の年です。館内には、「第2次世界大戦では全世界で数千万人にも及ぶ犠牲者を出し、アジア・太平洋地域でもたくさんの尊い命が失われました。私たちは、このことを決して忘れることなく、戦争の悲惨さと平和の尊さを後の世まで伝え続けてまいります」との知事の言葉が掲げられています。この言葉に平和資料館のそもそもの意義が示されていると私は考えます。20周年の節目の年に、この意義を胸に刻むことは極めて大事と考えるものです。

そこで、平和資料館の意義について、改めて知事の見解をお伺いします。

さて、平和資料館には現在3万点を超える貴重な資料が収蔵され、戦争体験者の証言を収めた映像資料も豊富です。現在、リニューアルの工事中ですが、展示内容も経緯も全く県民に知らされないまま進められています。広島平和祈念資料館も現在リニューアル中ですが、その基本計画をつくるために専門家など23人による検討委員会を設置して議論を重ね、途中2回の市民の意見募集も行っています。20周年を機に、県民により開かれた平和資料館となるように願い、伺いますが、今後展示内容を含む運営については県民の声を広く取り入れる仕組みを導入すべきだと考えます。県民生活部長の答弁を求めます。

上田清司知事

最後に、県民に開かれた埼玉県平和資料館へのお尋ねでございます。

終戦から68年が経過し、昭和20年当時に10歳以上だった方は、埼玉県民のわずか6.2%、約45万人まで減少しています。戦争を知らない世代が圧倒的となり、平和が空気のような存在になっています。こうした今だからこそ、児童生徒など若い世代に戦争の悲惨さと平和の尊さを強く訴える必要がございます。平和資料館には、3万点を超える貴重な実物資料と250人を超える戦争の時代を生きた方の証言映像が収蔵されています。私は、平和資料館は風化しつつある戦争の悲惨さと平和の尊さを継承する重要な意義を担っていると考えております。

一方、平和はただ祈っているだけでは決して実現はできません。平和を維持するためには、国民一人一人が平和の創造に向け、積極的に行動することも重要であります。私は、戦後の日本が積極的に行ってきた誇るべき平和の創造に向けた具体的な取組を新たに展示することで、平和資料館を見学した皆さんに平和の創造に向けた行動を起こすきっかけとしていただきたいと思っております。これからの平和資料館は、平和の希求とともに、平和の積極的な創造に関する展示を行うことで県民に戦争の悲惨さと平和の尊さを伝え、平和な社会の発展に寄与してまいります。

吉野淳一県民生活部長

平和資料館の運営に当たっては、本年7月、専門的な見地から助言をいただくための第三者機関として、これまでの運営協議会に替えて埼玉県平和資料館アドバイザーボードを設置いたしました。リニューアル工事については、このアドバイザーボードの会議を公開で2回開催し、具体的な内容を提示して御意見をいただきました。本年2月にも開催した運営協議会においても、その素案を示す予定でした。しかし、傍聴者が守るべきルールの数々に従わないという事態が起き、会議の中止を余儀なくされるという大変残念な結果に

なりました。

今後も、平和資料館の運営に当たり、県民の皆様
の意見をお聞きすることは必要であると考えて
います。しかし、平和資料館が扱う近現代史は、
歴史的評価が定まっていない事項が多く存在しま
す。平和資料館は、公立の資料館として公正、中
立性に対する県民の期待と信頼に応える責任があ

ります。そのため、特定の立場からの意見だけを
聞くことにならないように、来館者アンケートや
インターネットなどにより県民の皆様の意見を幅
広くお聞きしてまいります。リニューアルオープ
ンを契機として、より一層県民に親しまれ、多く
の方々が訪れる平和資料館を目指してまいります。



終了後、傍聴者と記念撮影(県議会内で)

2 福祉保健医療委員会における柳下礼子県議の質疑

2013年10月7日

◆議案審査 保健医療部・病院局関係

Q. 柳下礼子委員

1. さいたま新都心医療拠点の付加機能整備について、質問する。埼玉県の医療を考えると、埼玉医科大学の役割は大きいと思うが、埼玉医科大学と総合医局機構とのこれまでの関わり方はどうか。今後、どのように総合医局機構を進めていくのか。
2. 早く総合医局機構を作るべきだと提案してきたが、新都心への小児医療センターの移転の話の中で、急に総合医局機構の話が出てきた。なぜ、総合医局機構を新都心医療拠点に置くのか伺う。
3. 臨床研修医の確保が問題と考えるがどうか。
4. 西埼玉中央病院では、新生児担当医の不足により、地域周産期母子医療センターNICUが休止されている。同病院に対してどのような取組を行っているか。また、今後の周産期母子医療センター再開の見通しはどうか。
5. 県立がんセンター新病院の特別病室について、近隣の国立、公立病院の有料個室の料金を参考にしたようだが、どのように算定したのか。
6. 小児医療センターについて、患者のために現在地に残す機能の検討状況はどうか。どのようなタイムスケジュールで、いつ頃までに結論を出すことを考えているか。

A. 医療整備課長

1. 総合医局機構の取組においては、埼玉医科大学との連携が必要である。平成22年度から同大学に地域枠医学生奨学金を設定し、医師確保を行ってきた。この秋の立ち上げを予定している埼玉県総合医局機構運営協議会は、県内の大学、医療機関、県医師会などで構成することを想定しており、埼玉医科大学も加わる予定である。
2. 新都心医療拠点に総合医局機構を移転し、そ

の中に地域医療教育センターの設置を予定している。このセンターは、小児医療センターと連携し、小児科専門医の育成を行う。また、シミュレーション機器を活用した研修などを実施する。小児医療センターとさいたま赤十字病院がある新都心医療拠点に総合医局機構を設置することにより、研修を効果的に実施することができると考えている。

3. 県内には35の臨床研修病院がある。平成25年は436人の臨床研修医の募集に対して252人が採用され、定員に対して6割弱の研修医を確保している。平成22年度からは、臨床研修医研修資金の貸与を開始している。このほか大宮ソニックシティでの臨床研修病院合同説明会、東京ビックサイトで開催したレジナビフェアなどで臨床研修病院のPRや病院見学への誘導を図っている。これらの説明会に来た医学生は実際に病院見学に行く人が多く、一定の成果があると考えている。平成22年度に定員に対して5割を切っていた採用者が、今年度は6割弱と向上してきたことから、臨床研修医確保の取組の効果は上がっていると考えている。
4. 病院を統括する国立病院機構の本部に対し、早期の医師確保を要請したほか、複数の大学を訪問して医師確保を依頼するなど病院の医師確保を支援してきた。今年5月には新病院長が就任し、医師確保に向けて精力的に取り組んでいる。こうした取組の結果、9月から産婦人科医の採用が実現し、産科外来の診察を再開しており、来年2月からは正常分娩の取扱いも再開する予定となっている。このようにNICUの再開に向けて少しずつ明るい兆しも見えてきている。

A. 経営管理課長

5. 新病院の特別病室の料金は、類似の病院との均衡を考慮して設定した。具体的には都立駒込

病院や国立病院機構高崎総合医療センターなど、関東地方の国公立、公的病院のうち、がん診療連携拠点病院で、平成20年以降に新築、改修を行った病院の有料病室の面積及び料金の実態を調査し、これらとの均衡を図った。2室ある25,000円の部屋は、他の部屋よりも2倍くらい広く、キッチンやバス、グレードの高い応接セットを設置し、療養環境も良好な部屋となっている。また、109床のうち2床を25,000円の部屋と設定している。

A. 病院事業管理者

6. さいたま新都心における小児医療センター新病院には現在の機能を全て移行し、更にNICUの増床とPICUの新設を行うことにより、総合周産期母子医療と小児3次救急を行える体制を整える。移転後の現在地での機能については、重症かつ新病院への通院が困難で、現在地での治療を行う必要のある患者を主体にして、その対応について検討している。

これまでの調査結果から、重症な患者が受診している診療科を分析した結果、気管切開の関係から耳鼻咽喉科や機能の維持向上のためリハビリ科などが多くなった。こうした点を踏まえ、どの程度の施設や設備が必要になるかも併せて、医学的な見地から小児医療センターの医療スタッフが慎重に検討している。患者一人一人の状況の分析など、どうしても時間のかかる作業であり、今の時点で現在地の機能や施設の詳細なスケジュールを示せる状況にない。

ただし、現在地での施設の運営を開始する時期は、新病院の開始とできる限り同時であることが条件である。なお、既存の施設を改修して対応する場合は、新病院の移転後に工事を行うため、その工事期間だけ遅れるが、その場合も移転後のできるだけ早い時期にオープンできるようにしていく。

小児医療センターの医療スタッフは患者に優しい。絶対に見放すことはない。

Q. 柳下委員

1. リハビリ科や耳鼻咽喉科などの現在地に残す機能の対象となる重症患者は何人くらいいるのか。また、患者の不安に配慮するため、説明会等の開催予定はあるか。
2. 総合医局機構の運営協議会を立ち上げることだが、委員構成をどのように考えているか。新都心への小児医療センターの移転とは別に考えて、埼玉医科大学の隣や医師会のそばでもいいのではないか。
3. 総合医局機構に常駐するスタッフは何人くらいか。また、整備に総額としてどのくらいの費用を見込んでいるか。

A. 病院事業管理者

1. アンケート調査を2回実施したが、病院として必要と判断した患者家族からも回答をもらっている。その後、医療スタッフが詳細なヒアリング調査を実施した。医療的な意味での調査対象は約170人であるが、この中で重症患者、例えば気管切開をしている患者は数十人である。

A. 小児医療センター建設課長

1. 現在地に残す機能については、重症かつ通院困難な患者やリハビリが頻回かつ通院困難な患者を対象と考えている。9月定例会終了後、患者家族説明会を開催するとともに障害者団体との意見交換会も行っていく。

A. 医療整備課長

2. 大学、医師会、学識経験者などの分野から8人程度の委員で構成することを想定している。具体的には、県立大学、埼玉医科大学、県内病院の病院長、医師会などから委員を選任していきたい。
3. 秋に運営協議会を立ち上げるが、事務局は医療整備課に置き、3人の専従事務員を勤務させるとともに、専門の委員会を設置して活動を進めていく。総合医局機構の新都心移転後については、事務員を5人程度、非常勤又は専任の医

師を総合医局機構に所属させることを考えている。

今後5年間の施設整備に係る負担金は、あくまでも試算であるが、総合医局機構関係だけで9億7,000万円程度を見込んでいます。

Q. 柳下委員

1. 9億7,000万円は、医局に関する職員の人件費とは別で、負担金の総額とのことだと思うが、負担金の総額に人件費や運営費の総額を含めると、総合医局機構の年間運営費はどのくらいになるのか。
2. 患者への説明会は、いつ頃を予定しているか。また、説明会の対象はどのような人か。

A. 医療整備課長

1. 運営にかかる全体経費については、地域医療教育センターをどのように運営していくのかといった点もあり、今後検討していきたい。

A. 小児医療センター建設課長

2. 患者家族説明会は10月27日、日曜日午後で開催予定である。病院の移転整備に関する要望への対応状況を中心に説明するので、現在地に残す機能について要望されている方だけでなく患者家族全体を対象としている。

◆ 議案審査 福祉部関係

Q. 柳下礼子委員

1. 小規模多機能型居宅介護事業所で障害児通所支援事業を行うことについて、高齢者、障害児双方にとって良い効果があるというが、高齢者の中には、認知症や全面介助の人がいて、障害児には、精神、身体の障害や、自閉症、パニックを起こす児童もいる。それぞれが専門的に関わりを持つ仕事である。施設から技術的支援の合意契約を結べば良いというものではなく、ヒヤリハットの問題や救急処置、地震対応などの知識も必要となる。

今回の制度改正の背景はどのようなものか。

今後も、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備支援をしっかりともらいたい。

また、小規模多機能型居宅介護事業所での人員基準や面積基準はどのようになるのか。

2. 介護職員確保定着事業について、介護現場での雇用の拡大、人材の確保・定着を図るとのことだが、特に定着のためには施設経営者の責任が重い。職員がパワーハラスメントで辞めてしまった例もあると聞いている。また、当直時のストレスによって、フラワーヒルであったような虐待事件も起こる。全国的にも、高齢者への虐待事件が起きている。

施設長への教育や市町村との連携など、県の介護人材の確保及び高齢者虐待の防止に向けた方針を聞きたい。

A. 障害者支援課長

1. 県としては、これまでも児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の整備を進めており、施設数も増加してきているところである。しかし、北部地域など、児童の少ない地域においては事業所が立ち上がらず、障害児の日中支援の場が少ない。

今回の条例改正は、小規模多機能型居宅介護事業所での障害児通所支援事業の利用を強制するものではなく、保護者が実際に見学して入所の可否を判断することが可能である。家族が納得してサービス利用を決めることになる。県としては、今後も児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の整備支援を進めていきたい。

また、人員基準については、常勤の指導員又は保育士は必要としていないが、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の基準とほぼ同じである。

施設基準についても、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所の基準では、指導訓練室について1人当たりの床面積が2.47㎡以上必要という基準を要件としているが、小規模多機能型居宅介護事業所での障害児通所支援事業に

については要件としていない。

A. 高齢介護課長

2. 高齢化が急速に進行し、介護ニーズが今後ますます増大していくと予想される中、本年2月、県では老人福祉施設協議会など関係5団体とともに「介護職員しっかり応援プロジェクトチーム」を設置し、介護のイメージアップや給与改善、資格取得支援等により、介護職員の確保・定着を図ることとした。5月には全国初の介護職員合同入職式を行うとともに、介護職員が能力や適性に応じてキャリアアップできるようにモデル給与表を作成し、その導入を働き掛けている。その結果、実際に4施設が給与規程を改正し、84施設が改正を検討している。

県としては、こうした事業を通じて、介護職員のイメージアップや、職員の確保定着につながる給与の改善、自分の自己実現を図りたいという職員に対応できるような資格取得支援を重点に置きながら、事業を進めていく。

高齢者虐待については、まず市町村が通報を受け、事実確認の上、直ちに安全確保を行うこととなっている。一般的に高齢者虐待は介護のストレスなどに起因すると言われているが、施設に対しては、経験や能力の高い職員に夜勤をさせたり、悩みを相談しやすい風通しの良い職場づくりに努めるよう指導している。

なお、春日部のフラワーヒルに関しては、逮捕された元職員は採用間もないことから、夜勤をさせておらず、日勤時間帯も先輩職員が指導に当たっていたことから、虐待の原因は介護のストレスではないと考えている。

Q. 柳下委員

1. 例えば、介護職員が急に退職し、1人の職員が20人の入所者の面倒を見なければならない施設があるなど、介護の現場は想像以上に厳しい状況に置かれている。高齢者虐待については、通報を受けた市町村から県への報告義務もある。県として真剣に取り組む必要があるのではない

か。

2. 指定小規模多機能型居宅介護事業所職員研修の1日目と2日目の研修の内容を見せてもらったが、事業所や県からの報告内容が素晴らしいものであった。しかし、やはり障害児については、専門的な関わりをすべきと感じた。基準が緩やかになり、職員は常勤でなくても良く、また面積基準についても、2.47㎡以上の基準を設けなくて良いのか。

A. 障害者支援課長

2. この研修は、かなり専門的な内容であり、事業所には実際に障害児を預かるに当たって、これだけの心構えを持たなければいけないということ伝えるつもりでいる。また、面積基準については、別に小規模多機能型居宅介護事業所としての面積基準があるため、それにより十分な面積が確保できていると考えている。

A. 高齢介護課長

1. 施設における虐待については、市町村に通報があり、虐待を認定した場合は県に報告がある。日頃から、高齢者虐待の防止に取り組むよう施設を指導するとともに、施設内に相談窓口を設置するよう、指導している。

これまでも、市町村から相談があった場合には、県が有する施設の指導権限などを活用して、市町村とともに高齢者虐待の対応に当たってきた。

今後とも市町村と連携して、高齢者虐待の早期発見、早期対応、そして未然防止を図っていく。

◆議案討論

柳下礼子委員

第97号議案、第98号議案について、一括して反対討論を行う。

第97号議案については、小児医療センター新病院建設費のうち、さいたま新都心医療拠点に付加機能としての総合医局機構や発達障害児の支援

施設を設置するための建設費の負担金なので、反対である。

総合医局機構は、医師の確保について、県の責任を明確にする施策であり、重要なものとする。発達障害児支援施設についても、必要であるとする。しかし、これらの施設は、県立小児医療センターの移転を前提にしており、このような予算には賛成できない。

小児医療センターの移転は、現在のセンター周辺地域の周産期医療体制と小児医療体制に重大な影響を及ぼすものであり、周辺地域と患者、家族からの強い存続要望がある。また、移転後の県央地域や東部北地域のNICUの空白は全県で対応する、といったように、地域医療に貢献してきた役割を無視した乱暴な対応であり、無策としか言いようがない。さらに、県央地域の小児2次救急輪番も未整備であることから、患者家族、地域住民の不安が広がっている。現在地に残す機能すら明らかにされていない。このような、患者と地域住民の命に関わる問題を置き去りにしたままの移転ありきの計画を前に進めるべきではないと考える。

なお、第98号議案についても、第97号議案と同じ理由で反対である。

第102号議案について、指定小規模多機能型居宅介護事業所で児童支援・放課後等デイサービスを提供することができるように、児童福祉法施行条例を一部改正するものだが、反対である。

要介護高齢者の日中一時支援やショートステイなどを行う施設で障害児の学童保育や発達支援事業を行うことは、高齢者の安全や安心の側面からも、児童の健全な発達を保障する観点からも不可能だと考える。性格の違う複合施設でこのような事業を行う場合は、特別な体制を義務付けるべきだが、この条例改正で規定する新施設は、非常勤の人員を認め、保育室の児童1人当たりの面積基準がないなど、むしろ後退していると認められるものであるため、反対する。

◆請願審査

柳下委員

本請願について、賛成の立場から発言する。請願理由にもあるように、骨髄バンクを介した移植を必要とする患者は、毎年白血病等血液疾患を発病する6千人程度のうち、2千人程度である。埼玉県内では2万5千人を超えるドナー登録があるが、ドナー登録の一層の拡大と、ドナーが提供しやすい環境づくりは、県民の健康を守り、ドナー提供者の負担軽減を図るうえからも早急に助成制度を創設すべきと考え、採択を求める。合わせて、県内企業、団体に対するドナー休暇の導入などについての働きかけも必要ということを申し添えて、討論とする。

◆行政課題報告 病院局関係「県立小児医療センター新病院建設工事の発注状況等について」

Q. 柳下委員

小児医療センター新病院について、不調に終わった入札は分離発注であったようだが、入札結果や公正取引委員会による大手設備業者への強制調査等の影響を踏まえると、次回も分離発注となるのか、それとも一括発注となるのか。

A. 小児医療センター建設課長

分離発注と一括発注のどちらにするかについて、分離発注の場合は、公正取引委員会の強制調査の影響により、公正な入札手続の環境が整わないおそれがある。また、一括発注の場合は、多少でもスケールメリットが出ると考えられる。この二点により、一括発注を検討しているところである。

3 県土都市整備委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年10月7日

◆議案審査 県土整備部関係

Q. 村岡正嗣委員

1. 第104号議案について、趣旨が小水力発電の導入ということで、大変結構なことと考えている。これまでは許可制であったため、小水力発電をしようとしても手続に時間がかかったり、煩雑だったり、設備投資が必要な場合もあった。今回の条例改正により、従属発電の普及にどの程度役に立つのか。
2. 一事業者が複数の発電事業を行う場合、占用料はどうか。

A. 水辺再生課長

1. 発電事業については、これまで全てが特定水利使用で国許可だったが、知事管理である指定区間では、4月から小水力発電については知事許可となった。また、従属発電は登録制になることで手続の簡素化が図られることになる。条例改正は、従属発電の登録を受けた者から流水占用料を徴収し、また減免できるよう規定を改正するものである。従属発電の普及については、河川法の改正により図られるものである。
2. 複数の事業者が小水力発電を行う場合、事業者が別であれば各々登録手続を行うこととなる。

Q. 村岡委員

1. 複数というのは、一事業者が複数の発電事業を行う場合のことである。この場合、占用料はどうか。
2. 農業用水の場合には慣行水利権と許可水利権があり、全国的には8～9割が慣行水利権と聞いているが、本県の状況はどうか。また、今回の条例改正は、慣行水利権も対象としているのか。

A. 水辺再生課長

1. 質問趣旨を間違えて失礼した。一者が複数の

発電施設を設置する場合は、一つの許可となる。

2. 県内河川のうち、知事管理区間については、慣行水利権が80%、許可水利権が20%である。慣行水利権に従属する発電については、国の許可申請ガイドブックでは、従来の慣行水利権を許可水利権とした上で従属発電として登録するか、慣行水利権はそのまま新規に小水力発電の許可を受けるかのどちらかになっている。

Q. 村岡委員

1. 80%が慣行水利権である現状を考えると、許可水利権とした上で登録とか許可申請が必要ということでは、この点を解決しないと従属発電の普及は進まないのではないかと。国が考えることと思うが、県からも声を上げていくことが必要ではないか。
2. 登録制度に移行後も、土地改良区や農家の同意は必要なのか。

A. 水辺再生課長

1. 従属発電の登録制度の慣行水利権への適用については、現在、国土交通省と農林水産省が協議を進めており、県としても注視していく。
2. 従属元と発電事業者が同一の場合は、同意は不要である。

◆議案審査 都市整備部・下水道局関係

Q. 村岡正嗣委員

第97号議案について伺う。

1. 第1次特定緊急輸送道路上の公共下水道マンホールの耐震化について、対象となるマンホールはいくつあるのか。また、今後、他の緊急輸送道路におけるマンホールの耐震化をどのように進めるのか。
2. マンホールトイレについては、6県営公園で整備することだが、1公園あたり何基設置

するのか。また、マンホールトイレに設置するテントはジッパーなどで開閉口が閉まる構造になっているのか。さらに、資料の写真では駐車場のマンホールが写っているが、このようなところに設置するのか。

A. 公園スタジアム課長

2. 1公園当たり20基を新規で設置する。また、テントの開閉口は閉まるようになっている。設置については、既存の下水道マンホールを活用するケースと、新規にマンホールを設置するケースがある。新規設置の20基以外にも、既存のマンホールを活用することを考えている。

A. 都市計画課長

1. 対象となるマンホールの数は、約1,600基である。液状化による浮上が生じるかどうかを、県が作成した簡易診断ソフトを使って各市町で判定した結果、このうち、232基について対策が必要とされた。他の緊急輸送道路におけるマンホールの耐震化については、市町の財政状況もあるので数値目標は設けていないが、今後は、各市町が国の補助制度を活用して対策を積極的に進めていくよう、支援していく。

Q. 村岡委員

マンホールトイレについて、設置場所や配置の間隔等設置の仕方によっては女性が使いにくくなる。整備に当たり女性の意見を聴いたのか。

A. 公園スタジアム課長

内部的に女性職員から意見を聴いた。実施に当たっては、女性を含め幅広く意見を聴いて参考としていく。

Q. 村岡委員

避難所のトイレについては、テント型の共同型トイレも製品化されており、採用している自治体もあると聞いている。情報収集を行っているのか。

A. 公園スタジアム課長

共同型トイレの製品については承知している。共同型トイレは、使用後に排泄物を回収・処理しなければならないが、マンホールトイレはそのまま水を流せばよいので、より衛生的と考えている。今後、共同型トイレのメリット、デメリットを研究していきたい。

Q. 村岡委員

港区では、共同型トイレを採用しており、区の施設に配備している。設置場所近くに公共下水道があればパイプで直結できるタイプである。危機管理防災部を含めて今後検討してほしい。

A. 公園スタジアム課長

先進事例を研究して、対応していきたい。

◆議案討論

村岡正嗣委員

第97号議案については、本委員会に付託されている部分は賛成だが、他の委員会に付託されている部分に反対の箇所があるので、反対する。

4 自然再生・循環社会対策特別委員会における柳下礼子県議の質疑

2013年10月9日

◆審査事項「循環社会の形成に向けた農林業・農村づくりについて」

Q. 柳下礼子委員

1. 埼玉型ほ場整備について、実施した効果を知りたい。
2. 埼玉型のようなほ場整備は他県で実施されているか。
3. 農家の方々は「無償の国土の管理人」だと思うが、埼玉型ほ場整備を行うことにより、農業の継続につながるのか。
4. バイオマス利用について、秩父市の発電所や飯能市のもくねん工房を視察した。この方向を進める必要があると思っているが、もくねん工房がパークレットを生産するに当たって、採算を取るためには県の支援が必要だと聞いている。木質バイオマス利用について、県は今後どのように進めていくのか。
5. 羽生市にある金子農機株式会社の担当者に聞いたところ、木質ペレットの普及のためには、行政の後押しが必要との意見であったが、県はどのように考えているか。

A. 農村整備課長

1. 平成22年度から24年度で加須市の柳生地区においてモデル的に実施した。埼玉型は既存の区画を生かして実施するため、通常のは場整備では130万円/10aかかる事業費を40万円/10aとし、農家の負担を軽減した。
また、大区画化により労働時間も約半分となり、地域では主穀作を始めとする担い手農家が増えている。
2. 畦畔撤去で大区画化を図るやり方は、埼玉県が国に働きかけた結果認められた事業手法である。埼玉県が全国に先駆けて実施している。
3. ほ場整備を実施することより農地の賃貸借がしやすくなり、意欲的な担い手等への農地集積が進み、農業経営が安定する。

A. 森づくり課長

4. もくねん工房には、効率的な生産を行うため、平成14年度と21年度にペレット加工・保管施設と破砕機の整備を支援している。
ペレットの需要拡大のため、今後もボイラー等のペレット利用施設等の整備支援を行っていく。
5. 木質ペレットの安定供給のためには、原料の安定供給が必要である。このために、間伐材等を効率よく搬出するための路網整備や高性能林業機械の導入を進めていく。
また、木材を柱等の資材として利用する量を増やすことで、製材工場で発生する端材が増加することになり、これを木質ペレットの原料とすることで、安価な調達を可能にできることとなる。

Q. 柳下委員

林業では外材が輸入されている。農業でも米が輸入されている。国内の農林業を守っていく必要性からTPPには反対である。このことをどう考えるか。

A. 農林部長

強い埼玉農業、日本農業を作っていかなければならない。
先ほども申し上げたが、農業者、林業者のみならず、全ての人に農林業が持つ様々な機能を理解いただき、支援いただき、儲かる強い農業の推進に努めていく。

5 次世代人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2013年10月9日

◆審査事項「個性ある地域文化の振興について」 「第82回全日本フィギュアスケート選手権大会等の開催について」

Q. 村岡正嗣委員

1. 文化芸術振興計画の全体の進捗状況について、検証や評価を行っているのか。その際、県民の声や専門家の意見などを聴いているのか。
2. 未利用施設である歴史的建造物や空き店舗等を活用することは有効であり、埼玉でも進めてもらいたいと思うが、対象としているのはどのような施設で、どのようなイベントが考えられるのか。また、助成については、申請を待っているのか。
3. 県内に国指定史跡が18件あるということだが、もっと増やしていける可能性はあるのか。
4. 埼玉古墳群は、土地所有者の了解が得られて指定範囲が拡大したということだが、今後、調査が進む中で、指定範囲の拡大を行う見通しや課題について伺いたい。地図を見ると、南東方向は住宅地が迫ってきている。指定範囲を拡大していく際の考え方を伺いたい。
5. 埼玉には、フィギュアスケートを練習しようにも、通年でできる施設が川越にしかない。せっかくこういう大会が開催されるので、大会自体を成功させるのは当然だが、例えば、別の場所に実況生中継の特設会場を設けて子どもたちを招待するなど、子どもたちのフィギュアスケートへの関心を高める取組はできないか。

A. 文化振興課長

1. 毎年、施策の体系ごとに全庁的に事業の実施状況について調査を行い、進捗状況を確認している。計画では、施策体系ごとに目標を定めているが、その目標に対する達成状況の確認も行っている。計画の進捗状況については、庁内関係課による推進会議や市町村文化行政担当者会議で報告し意見を聞くほか、県のホームページに

掲載して、県民の方々から意見をいただけるようにしている。

2. 例えば、皆野町では利用されていない建物を改修しコンサートやギャラリーに活用している。さいたま市の織の音工房では織物の体験や作品展示を行い、秩父市では町屋を改修して映画会やコンサートを開催している。事業の周知は大切であり、文化団体だけでなく、商店街などにも広くPRしている。

A. 生涯学習文化財課長

3. 把握している限りでは10以上の市町村で国指定の史跡を目指す動きがある。それぞれの市町村が遺跡の価値や範囲を明らかにするための調査を行っているので、県としては国との連絡調整や技術的な助言により支援していきたい。
4. 埼玉古墳群には古墳と古墳の間にまだ指定範囲となっていない場所がある。住宅地も含まれているが、そのような場所についても今後御理解をいただきながら指定していくべきであると考えている。最終的にどの範囲までということについては、さきたま史跡の博物館で古墳群の範囲を調べるための調査を継続して行っているので、その成果を踏まえて検討する。

また、指定範囲の拡大を踏まえて整備を進めるとともに、歴史的な価値付けを明確にし、評価を定めていくというような基礎的な作業も課題の一つであると考えている。

A. スポーツ振興課長

5. 全日本フィギュアスケート選手権大会は、主催者が日本スケート連盟やISUであり、世界的な注目が集まっていることもあり、詳細は、まだ明らかにできない部分がある。

しかし、我々としても、例えば、仮設の小さなスケートリンクを作って滑らせられないかとか、パブリックビューイングをできないかとか、

あるいは、過去の出場選手のコスチュームの展示会ができないかとか、前回大会までの実績ではバックヤードツアーというか、大会開催期間中に練習場所や会場を子どもたちに見せるというような企画もやっていたようなので、それらも含めて日本スケート連盟と相談しているところである。

そうした形で、子どもたちも含めてスケートに関する興味・関心やスポーツへの関心を深めるような工夫をしていきたい。

Q. 村岡委員

1. 空き店舗等の活用について、いろいろ周知をしているとのことだが、産業労働部も空き店舗対策を行っている。どのように連携していくのか。

また、市町村の公民館活動者の活動発表の場としても使えるよう周知できないか。

2. 難しさがあるのはよくわかるが、せっきくの機会である。県内でフィギュアスケートを練習したくてもなかなかできない。せっきくこういう大会が行われるので、今後、県としてフィギュアスケートを練習できるようなところを整備する考えはないのか。

A. 生涯学習文化財課長

1. 空き店舗の活用については、産業労働部が発行している商店街向けの「黒おび通信」にも掲載するなど連携して周知している。このような施設も含め、身近なところでコンサートやギャラリーで展示を行える場所を集めたアートガイドを発行し、県内の全公民館に配布した。今後、活用いただけるよう周知していく。

A. スポーツ振興課長

2. 今年策定した、5か年計画であるスポーツ推進計画の中で、スポーツの場と機会の拡充という観点の課題として、屋内50mプールと屋内スケート競技場の整備手法などについて検討することになっている。我々としても、課題の一つとして考えている。

6 知事提出議案に対する反対討論

日本共産党の柳下礼子です。

日本共産党県議団を代表して、第97号議案、第98号議案、第102号議案及び第112号議案に対する反対討論をいたします。

第97号議案「平成25年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）」と第98号議案「平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算（第1号）」は、関連しておりますので一括して討論いたします。

これらの議案には、小児医療センター新病院建設費のうち、さいたま新都心医療拠点に付加機能として総合医局機構や発達障害児の支援施設、特別支援学校などを設置するための建設費について、一般会計から病院事業会計への負担金が計上されています。総合医局は、私も一般質問等で提案してきたように、医師の確保について県の責任を明確にする施策であり、それ自体は大変重要であると考えています。発達障害児支援施設や救命救急士養成所についても同様です。

しかし、いずれの負担金も県立小児医療センターの移転を前提にしている予算であり、賛成できません。小児医療センターの移転は、現在のセンター周辺地域の周産期医療体制と小児医療体制に重大な影響を及ぼすものであり、周辺地域と患者家族から根強い存続の要望があります。また、村岡県議の一般質問でも明らかになりましたが、移転後の県央や東部北地域のNICUの空白は「全県で対応する」と、これまで小児医療センターが地域医療に貢献してきた役割を無視した乱暴な対応であり、ほぼ無策としか言えません。さらに、県央の小児二次救急の輪番体制も依然未整備であることから、患者家族、地域住民の不安は広がっております。

現在地に残す機能すら、いまだ明らかにされておられません。この点で、知事は「私は専門家でないから分からない」との無責任なことを言っていますが、現場の意見を聞かずにトップダウンで移転を決めたのは、知事ではありませんか。この

2013年10月11日

10月8日には、センター周辺の住民の皆さんが、残す機能の検討にNICUなどを加えてほしいという署名を3万8千筆も知事に提出しました。蓮田市では、世帯数を大きく上回る3万人が署名しました。提出のときに地元の皆さんは、「親族の双子が生まれたとき、センターの救急車が産院の前で待っていてくれた。一刻を争う新生児にとって、近くのNICUは不可欠です」「東部、北部の子どもたちにとって、小児医療センターは命を守るとりでです」、そう語ってくれました。このような患者と地域住民の命に関わる問題を置き去りにしたままで、新都心への移転先ありきの計画を前に進めるべきではありません。

第102号議案「児童福祉法施行条例の一部を改正する条例」は、指定小規模多機能型居宅介護事業所で児童発達支援、放課後等デイサービスを提供することができるように、児童福祉法施行条例を一部改正するものです。

要介護高齢者の日中一時支援やショートステイなどを行う施設で、障害児の学童保育や発達支援事業を行うことは、高齢者の安全や安心の側面からも、児童の健全な発達を保障する側面からも、不可能だと考えます。介護を必要とする高齢者は、認知症の方、脳卒中などの後遺症で身体が不自由な方、食事を喉に詰まらせて死亡するような事例などもあり、その介助には極めて高い専門性が求められます。障害児の支援も、身体障害、自閉症、発達障害などへの対応についても専門性が必要です。一人一人の人間としての尊厳が守られる、しっかりとした体制と施設でなければ危険です。このような事業を行う場合、特別な体制を義務付けるべきですが、条例改正で指定する新施設は、人員も非常勤を認める、保育室も児童1人当たりの面積基準がないなど、むしろ後退しており、到底認めることはできません。

第112号議案「八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について」は、工期延長を

含む、国土交通大臣から基本計画の変更に対して同意するものです。我が党は、ハッ場ダムについて、第一に、人口減少、節水運動の進捗による水需要の一層の減少。第二に、国の利根川水系河川整備基本方針は、そもそもハッ場ダムを含む多数のダム群の建設によって治水を行うという荒唐無稽な計画であること、キャサリン台風のような災害の際にハッ場ダムは役に立たないなど、その治水効果は限定的であること。第三に、地盤がぜい弱で急しゅんな吾妻溪谷へのダム建設は、地滑りなど懸念されることなどから、一刻も早くダム計画を中止すべきだと一貫して考えております。

ハッ場ダムの調査が始まってから47年間、約半世紀が経過しております。当初、1990年度完成とされたダム完成年度は、今回も含め4回の計画変更によって約30年延期され、事業費も大幅に増額されてきました。その間、地域住民は国の施策に振り回され、ふるさとを離れざるを得なかった住民も多数おられます。ここで更に工期を延長することは、到底認められません。今やるべきことは、計画そのものを直ちに中止し、地元住民の生活再建にこそ全力を挙げるべきです。

よって、第112号議案に反対いたします。

以上で討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

7 議員提出議案（意見書・決議）に対する反対討論

2013年10月11日

日本共産党の村岡正嗣です。

日本共産党を代表して、議第17号議案、議第18号議案に対する反対討論をいたします。

議第17号議案「ハッ場ダムの日も早い完成を求める意見書」についてです。

本意見書案は、近年の局地的豪雨による災害と取水制限を理由に、ハッ場ダムの一刻も早い完成を国に求めるものです。

ダムの治水効果は限定的であり、何の根拠もなく、ダムが豪雨災害の決定的手段であるかのように決めつける本意見書には賛成できません。ハッ場ダムの根拠である利根川河川整備基本方針には、群馬県伊勢崎市の八斗島における基本高水流量を2万2千 m^3 /秒と見積もり、ハッ場ダムのほか十数ものダム群で防ぐとあります。ハッ場ダム一つの治水効果は、ごく一部であることが分かります。また、山間地のダムの治水効果は、雨の降り方によって大きく変わり、国土交通省も戦後我が県で大きな被害を出したキャサリン台風のような災害にハッ場ダムは効果がないことを国会の場で認めています。

むしろ、局地的に降る今年のような豪雨に対しては、地域の堤防強化が急務です。国土交通省の調査では、川の水位が上昇すると破壊されるおそれのある堤防が、利根川、江戸川流域各地に確認されており、一刻の猶予もありません。ダムは直ちに中止して、堤防強化予算を抜本的に増額すべきであります。

利水上も、県人口は、ダムが完成する以前の平成27年をピークに減少し始める見込みです。給水量実績は、平成12年をピークに既に減少し続けています。大規模な水源開発は、もはや時代遅れであり、ハッ場ダムは、時代とともに利水上もその意義を失っております。かけがえのない自然環境とその地域の人々の生活を破壊してまでハッ場ダムを建設する必要はなく、我が党はハッ場ダムの日も早い中止を求めるものです。

よって、本意見書案には反対です。

続いて、議第18号議案「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」についてです。

本決議案は、埼玉県教育委員会が高校日本史教科書について再審査を行い、その権限と責任において採択を行うことを求めるものです。

県議会文教委員会は、9月に高校日本史教科書の採択について調査する閉会中審査を開きました。審議の中では、教科書検定に合格した日本史教科書の記述の一部や執筆者の経歴などを問題視し、現場の校長先生を呼んで教科書選定についてたゞした上で、県教育委員会に教科書採択の再考を繰り返し求めたことは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的介入と言わざるを得ません。

子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障するためには、学校現場の教師集団が学校の特色や生徒の実情に即して最も最適な教科書を自由に選択できることが大切であります。

高校は、小中学校とは異なり学校ごとに生徒の学習状況も様々であり、生徒の実情に合った教科書を選定した各学校の判断を県教育委員会が尊重したことは、教育上、むしろ当然であります。加えて、各教育委員は、教科書採択に向け学校訪問と校長ヒアリングにより教科書選定の観点について理解を深め、教科書調査の意見交換、教育委員会における協議を重ねております。今回の教科書採択は、十分な討議の上、県教育委員会の権限と責任の下に行われたものであり、県議会はその採択結果を尊重すべきであります。

よって、本決議案には反対です。

以上です。

8 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度												採決結果	
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属							
								佐久間	中村	醍醐	岡	日下部	中原		新井(案)
第97号	平成25年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第98号	平成25年度埼玉県病院事業会計補正予算(第1号)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第99号	平成25年度埼玉県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第100号	埼玉県婦人相談センター条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第101号	災害派遣手当等の額に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第102号	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第103号	執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第104号	埼玉県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第105号	埼玉県屋外広告物条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第106号	埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第107号	警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第108号	財産の取得について(抗インフルエンザウイルス薬)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	原案可決
第109号	訴えの提起について(県営住宅家賃滞納者に対する明け渡し及び滞納家賃等請求)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第110号	訴えの提起について(居住権のない県営住宅居住者に対する明け渡し等請求)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第111号	損害賠償の額を定めることについて(2008年発生、職務中の警察官による交通事故)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第112号	ハッ場ダムの建設に関する基本計画の変更に係る意見について	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第113号	平成24年度埼玉県地域整備事業会計資本金の額の減少について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
第116号	埼玉県監査委員の選任について(野本陽一氏)	×	共産党県議団は反対、各会派の態度は不明											同意	
第117号	埼玉県土地利用審査会委員の任命について(鈴木淑子氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属						新井(案)	
								佐久間	中村	醍醐	岡	日下部			中原
第118号	埼玉県土地利用審査会委員の任命について (久保田尚氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第119号	埼玉県土地利用審査会委員の任命について (田端講一氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第120号	埼玉県土地利用審査会委員の任命について (浅見美恵子氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第121号	埼玉県土地利用審査会委員の任命について (切敷幸志氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第122号	埼玉県土地利用審査会委員の任命について (金子康子氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
第123号	埼玉県土地利用審査会委員の任命について (宮林茂幸氏)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意

議員提出議案(意見書・決議)に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果		
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属						新井(案)	
								佐久間	中村	醍醐	岡	日下部			中原
議題13号	竜巻への対策強化を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題14号	給油所の過疎地問題の解消に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題15号	青少年を有害情報から守るため、青少年インターネット環境整備法の見直しを求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題16号	子ども・子育て支援の推進を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題17号	ハッ場ダムの一日も早い完成を求める意見書	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題18号	高校日本史教科書採択の再審査を求める決議	×	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題19号	新たな森建設についての執行停止を求める決議	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	原案可決

議員提出議案(議員派遣)に対する各会派の態度

○賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果			
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属								
								佐久間	中村	醍醐	岡	日下部		中原	新井(豪)	
議題20号	議員派遣の中止について(「埼玉県・山西省友好県省締結30周年」親善訪問団の派遣中止)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題21号	議員派遣について(図書室委員会の視察)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議題22号	議員派遣について(第13回都道府県議会議員研究交流大会)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

請願に対する各会派の態度

○採択に賛成 ×反対

議案番号	件名	各会派の態度											採決結果			
		共産党	自民党	民主・無所属	公明党	刷新の会	社民党	無所属								
								佐久間	中村	醍醐	岡	日下部		中原	新井(豪)	
議請第5号	「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」変更による工期延長に同意しないことを求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	不採択
議請第6号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願書※	×	▲	▲	▲	▲	×	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	継続審査
議請第7号	県民の健康を守り、ドナーの骨髄提供しやすい社会環境づくりを図る「骨髄バンク・ドナー助成制度」創設を求める請願書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
議請第8号	オリンピック憲章、国連人権諸条約に則り、すべての外国人学校に十分な補助金支給を求める請願	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	不採択
議請第9号	「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」の撤回を求める請願	○	×	×	○	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	不採択

※議請第6号は ▲継続審査に賛成 ×継続審査に反対

9 日本共産党県議団が提出した意見書・決議（案）

- 1 国民生活を破壊し、日本経済へ大打撃を与える消費税増税の、来年4月実施を中止するよう国に求める意見書（案）
- 2 福島第一原発の放射能汚染水について責任持った対応を国に求める意見書（案）
- 3 教育現場の自主性を尊重し、教育環境整備に全力を尽くす決議（案）

国民生活を破壊し、日本経済へ大打撃を与える消費税増税の、来年4月実施を中止するよう国に求める意見書（案）

10月1日、安倍首相は2014年4月から消費税の税率を8%に増税すると表明した。これだけでも8兆円を超える、史上最大の大増税である。

しかしながら、今の日本経済は消費税を増税できる状況にはない。8月の完全失業率は前月比で0.3%悪化し、同月の1世帯あたり消費支出は実質で前年同月比1.6%減少している。このような状況のもと、史上空前の大増税で所得を奪い取れば、国民の暮らしと営業を破壊するだけでなく、日本経済を奈落の底に突き落とすことになることは火を見るより明らかである。

安倍首相はあわせて、消費税増税で深刻な景気悪化が起きることを認め、6兆円規模の経済対策の実施を表明した。8兆円もの大増税で景気を悪化させる一方で、6兆円もの「景気対策」をばらまくことは、経済対策としても財政政策としても支離滅裂である。その上、経済対策の

内容は大型公共事業の追加とともに、復興特別法人税の廃止や投資減税などの大企業減税が大半を占め、法人税率の引き下げについても「早期に検討を開始する」としている。所得が大きく減っている国民から8兆円も奪い、270兆円にも及ぶ巨額の内部留保を抱える大企業に減税をばらまくのは、道理のかけらもない。

消費税増税の「法律通り」実施について、国民は2割から3割程度しか賛成していない。帝国データバンクの調査によれば、埼玉県内企業の57.6%が、消費税増税は業績に悪影響があると回答している。安倍首相が表明した消費税増税の「決断」は、多数の国民の声に背を向ける暴挙である。

よって、国においては、2014年4月からの消費税増税の実施を撤回するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

福島第一原発の放射能汚染水について責任もった対応を国に求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所では、地下水の流入により毎日400トンもの高濃度汚染水が増え続けている。そのうえ、放射能に汚染された地下水の一部は海に流出し、貯留タンクから汚染水が相次いで漏れ出すなどの放射能汚染の

拡大を制御できない非常事態に陥っている。

このような状況のなか、問題の解決を東電だけに任せられないと政府は「汚染水問題に関する基本方針」（9月3日）を策定し、「国が前面に出て、必要な対策を実施していく」「内外の技

術や知見を結集し、政府が全力をあげて対策を実施する」とした。

しかしながら、安倍政権は「状況はコントロールされている」として、いまだ「収束宣言」を撤回せず、むしろ原発の再稼働と輸出のための活動を強めている。また、「事故対応能力」も「当事者能力」もない東電を汚染水対策の責任主体とする立場も変えていない。これらの姿勢が汚染水問題の解決にとって大きな障害となっている。

いま緊急かつ最重要の課題は、原発への態度やエネルギー政策の違いをこえて、汚染水問題

の抜本的解決を最優先にすえ、東電は破たん処理したうえで汚染水問題の解決と事故の収束に、政府やすべての政党はもちろん、科学者、技術者、産業界の英知と総力を結集することである。

よって、国においては、「放射能で海を汚さない」ことをあらゆる対応の基本原則とし、国家の非常事態という認識のもと、あらゆる英知を結集して汚染水問題に全面的な責任を果たすよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

教育現場の自主性を尊重し、教育環境整備に全力を尽くす決議（案）

県議会文教委員会は9月2日と13日の2日間にわたって、県立高校日本史教科書の採択について閉会中審査を行い、「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」を可決した。教科書検定に合格した教科書の記述の一部をことさら問題視し、手続的に何ら問題のない教科書採択の再考を求めることは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的圧力であり、断じて許されない。

教育基本法第16条は「教育は不当な支配に服することなく、この法律及び法律の定めるところにより行われるべきもの」とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は第23条第6項で教科書その他の教材の取り扱いに関することは教育委員会の職務権限としている。今回の文教委員会のように、県教育委員会の教科書採択について教科書の内容にまで踏み込んで議会が介入することはあってはならないことである。

そもそも教育は教師と子どもたちとの人格的な接触を通じておこなわれる文化的な営みである。現場の教師が生き生きと自由闊達に子どもたちと語り合い、学び合うなかでこそ子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障することができる。そのためには、学校現場の教師集団が学校の特色や生徒の実情に即して、もっとも最適な教科書を自由に選定できることが大切である。

議会と行政の役割は、現場が全力で子どもたちと向き合えるよう、教育環境を整備することにある。

よって、本議会は、教育現場の自主性を尊重し、文教委員会の決議を撤回し、不当な介入を中止する。すべての子どもたちが生き生きと学ぶことができる学校づくりのために、教育環境の整備に全力を尽くすものである。

以上、決議する。

声明・談話

記者発表

2013年10月11日

日本共産党埼玉県議会議員団

団 長 柳 下 礼 子

9月定例会を振り返って

一、埼玉県議会9月定例会は10月11日、25件の知事提出議案と10件の議員提出議案を可決・同意して閉会した。党県議団はそのうち、平成25年度埼玉県一般会計補正予算はじめ5件の知事提出議案と2件の議員提出議案に反対した。

一、知事提出議案の平成25年度埼玉県一般会計と病院局補正予算について。これらにはさいたま新都心医療拠点に付加機能として総合医局機構や発達障害児の支援施設、特別支援学校などを設置するための建設費負担金が計上されている。わが党はこれまでも一般質問等で提案してきたように総合医局などは大変意義のある施設だと考えているが、いずれの負担金も県立小児医療センターの移転を前提にしている予算であり、賛成できない。

小児医療センターの移転は、現在のセンター周辺地域の周産期医療体制と小児医療体制に重大な影響を及ぼすものであり、周辺地域と患者家族から根強い存続の要望がある。また、移転後の県央や東部北地域のNICU（小児集中治療床）の空白について県はほとんど無策であり、重症患者のために現在地に残す機能も明らかにされていない。患者と地域住民の命にかかわる問題を置き去りにしたまままで計画を前に進めるべきではない。

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例について。これは指定小規模多機能型居宅介護事業所で児童発達支援・放課後等デイサービスを提供することができるようにするもので、要介護高齢者の施設で、障害児の学童保育や発達支援事業を行うことは、高齢者の安全や安心の側面からも、児童の健全な発達を保障する側面からも不可能だと考え反対した。

八ッ場ダムの工期延長を含む基本計画の変更について。わが党は八ッ場ダムについて、第1に人口減少・節水運動の進捗による水需要のいっそうの減少、第2に国の利根川水系河川整備基本方針はそもそも八ッ場ダムを含む多数のダム群の建設によって治水を行うという荒唐無稽な計画であること、キャサリン台風のような災害の際に八ッ場ダムは役立たないなど、その治水効果は限定的であること、第3に、地盤が脆弱で急峻な吾妻渓谷へのダム建設は、地滑りなど懸念されることなどから、一刻も早くダム計画を中止すべきだと一貫して考えている。

調査開始から47年、今回を含む4回の計画変更で、完成年度は30年も延期された。これに振り回された地元住民のためにも、一刻も早くこの計画は中止し、地元住民の生活再建に全力をあげるべきであるとして反対した。

一、議員提出議案の「高校日本史教科書採択の再審査を求める決議」について。県議会文教委員会は、9月に高校日本史教科書の採択について調査する異例の閉会中審査を2回にわたって開いた。教科書検定に合格した日本史教科書の記述の一部を問題視し、現場の校長を呼んで質したうえで、教科書採択の再考を繰り返し求めたことは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的介入といわざるをえない。

子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障するためには、学校現場の教師集団が学校の特色や生徒の実情に即して、最適な教科書を選定することが大切である。生徒の実情に合った教科書を選定した各学校の判断を、県教育委員会が尊重したことは当然である。県議会はその採択結果を尊重すべきである。

- 一、議員提出議案の「新たな森建設についての執行停止を求める決議」について、わが党は「多くの疑義が指摘されている中での当該事業の推進に対し、適正な状況が確認できるまでの間、執行停止を強く求める」ことに賛成した。

決議では①県は「埼玉県緑のマスタープラン」において県営公園の誘致圏を他の県営公園とおおむね10キロ以上離れていること、また事業面積を50ha以上としているが、当該事業では理由もなく変更が行われている。②現在では事業面積が16haと縮小され最終的な事業面積確定に至っていない③用地選定には防災上の機能が検討され、該当地の評価が行われたが、避難者数が比較項目には組み入れられていないなど、選定評価に疑義が呈されている。

しかし、本会議質疑の場でも党県議団が当局から行ったヒアリングによっても疑義の解消にはいたらなかった。また、事業の建設予定地内には特定の県議会議員とその親族の所有地が含まれていることが判明した。特定県議の関係する事業の選定過程に疑義が残る以上、県は改めて経過を再調査し、県民の前に事実を明らかにすべきだと考える。

今回の特定県議に限らず、本県の公共事業や業者選定を県議がゆがめているとの情報が広く県民から寄せられている。わが党は事業選定にあたって県と県議の癒着は決して許されないと考える。これを機会に、県議会は調査委員会などを設置して、事実関係の調査をすすめ、癒着防止条例（仮称）の検討を行うべきである。

- 一、今定例会では村岡正嗣県議が本会議一般質問を行った。

特に先の竜巻被災者への支援を取り上げ、現地で直接聞いた被災者の声を紹介し県の支援を求めた。民間賃貸住宅への入居支援では知事から「市町が（補助する場合）すぐお金が必要というならたて替えもするつもり」の答弁を引き出した。

また、「自然エネルギー推進基本条例」（仮称）の制定を提案、知事から「検討に値する」の答弁を得た。患者家族などが存続を求める県立小児医療センター移転問題では、「残す機能の検討に期限を切るべきだ」と強く求めた。

- 一、民主党・無所属の会の減員によって、9月から党県議団の村岡県議が議会運営委員に就任した。また代表者会議へも参加が実現した。

わが党は、県議会の委員会について希望者全員が傍聴できるように求めた「開かれた委員会運営について」議長及び議会運営委員長に申し入れた。今後も県民に開かれた議会運営を目指して全力を尽くす決意である。

以上

要望・申し入れ・談話

2013年9月4日

埼玉県知事 上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

9月2日発生の竜巻による被害対策に関する緊急申し入れ

9月2日に発生した竜巻により、越谷市および北葛飾郡松伏町において甚大な被害が発生しました。我が党は3日までに現地に救援センターを設置し、被災者支援の活動に全力で取り組みはじめています。日本共産党埼玉県議団は塩川鉄也衆院議員とともに3日に現地入りし、被災者から直接話を聞いて深刻な被害の実態を調査しました。

知事は3日、さっそく現地を視察し、記者会見で「県としてできることは何でもやる」と表明したことは、現地を励ますものであり、心強く思います。

しかしながら、現地の復旧は緒についたばかりです。当面求められることについて、以下の通り緊急に申し入れるものです。

記

- 一、災害救助法の適用においては、被災者の実情に十分配慮し、柔軟かつ最大限の活用につとめること。
また、被災者生活再建支援制度が適用されるよう、国に強く働きかけること。
- 一、屋根のブルーシート張り、がれきの片付けと撤去などは緊急を要することであり、当該自治体を支援すること。
- 一、家屋が被害を受け、避難が長期にわたると見込まれる被災者への対応に万全を期すこと。県として、被災地近隣にある県営住宅など公的住宅をみなし仮設住宅として提供すること。民間賃貸住宅借上げ制度の適用希望があれば、積極的に協力すること。
- 一、竜巻により巻き上げられたがれきが収穫前の田畑に入り込み、収穫作業の障害となっている。がれきの撤去作業等への支援をはかること。
- 一、被災家屋等の建て替えや修理には多額の資金が必要である一方、高齢者など新たな住宅ローンを組むことが難しい被災者も少なくない。生活再建および住宅再建に県として国に働きかけると同時に、県として独自の支援策を講ずること。
- 一、被災した学校および教育関連施設の復旧に取り組み、一日も早く子どもたちの教育環境を取り戻すこと。
- 一、被災者の健康相談や医療対応を受けられる態勢を整備すること。
- 一、被災者にかかる地方税について、軽減措置を実施すること。
- 一、被災した事業者の生業再建を支援するための相談窓口を設置するとともに、県独自の特別融資を実施すること。
- 一、県で対応できる支援制度について被災者にわかりやすい周知をはかること。

以上

2013年9月13日

埼玉県議会議長 細田 徳治 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

県民に開かれた委員会運営について

県立高校の日本史教科書の採択に関わって文教委員会の閉会中審査が2日に行われました。県民の高い関心を集める議題であったため、当日は50人近くの県民が傍聴のため県議会を訪れました。

しかし、現行の埼玉県議会傍聴取扱要綱（以下、「傍聴取扱要綱」とする）第3条及び第4条は、傍聴人数を最大20人とし、それを超えた場合は開始10分前までに受付した希望者による抽選で傍聴者を決定するとしています。

そのため、10分前までに受付した39人は抽選のくじを引くことができましたが、傍聴手続きを知らず開始直前に来た傍聴者はそのまま帰らざるをえませんでした。傍聴希望者からは「抽選くじすら引けないのはおかしい」「全員を傍聴させるべきだ」などの声があがり、現場は混乱しました。また、傍聴した県民からは「質疑が聞き取れなかった」「議事録をすぐに見たい」との声も寄せられています。

このような県民の声をふまえ、各委員会の審議をより県民に開かれたものにするため以下の通り申し入れます。

記

- 一、「傍聴取扱要綱」第3条および第4条を改定し、原則として希望者全員が傍聴できるようにすること。それが実現するまでは、別室でモニター視聴できるようにするなど必要な措置をとること。
- 一、「傍聴取扱要綱」第2条の報道関係者を県政記者クラブ加盟各社に限定せず、希望する報道関係者が傍聴できるようにすること。
- 一、各委員会室の発言席にマイクを設置すること。補聴器をつけている傍聴者のために磁気ループシステムを導入すること。
- 一、各委員会の議事録は早急に作成し、開示すること。その際は、埼玉県議会の議事録検索システムで県民がアクセスできるようにすること。また、本会議と同様に委員長の許可があれば録音できるようにすること。

以上

※議会運営委員長にも同様の申し入れを行いました。

2013年 9月 13日

埼玉県議会議長 細田 徳治 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子

教育内容の自主性を尊重することについて

県議会文教委員会は2日、県立高校日本史教科書の採択について閉会中審査を行いました。質疑では、一部の委員から県教育委員会の採択の再考を求めるやりとりが繰り返されました。本日も文教委員会の閉会中審査が引き続きおこなわれ、実教出版の日本史教科書を申請した県内8校の学校長が答弁者としてよばれています。過去、文教委員会で学校長が答弁した記録はなく、異例中の異例です。教科書検定に合格した教科書の記述の一部をことさら問題視し、手続的に何ら問題のない教科書採択の再考を求めることは、教育行政の自主性を脅かす不当な政治的圧力であり、断じて許されるものではありません。

そもそも教育は教師と子どもたちとの人格的な接触を通じておこなわれる文化的な営みです。現場の教師がいきいきと自由闊達に子どもたちと語り合い、学び合うなかでこそ子どもたちの人格的成長と学力の向上を保障することができます。そのためには、学校現場の教師集団が学校の特色や生徒の実情に即して、もっとも最適な教科書を自由に選定できることが大切です。

日本政府も賛成して1966年に採択された国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「教員の地位に関する勧告」でも、「教員は生徒に最も適した教具及び教授法を判断する資格を特に有しているので、教材の選択及び使用、教科書の選択及び使用並びに教育方法の適用にあたって、承認された計画のわく内で、かつ、教育当局の援助を得て、主要な役割が与えられるものとする」（Ⅷ教員の権利及び責務、61）とされています。県教育委員会が各学校の選定を尊重した教科書採択をおこなったことはこの趣旨に合致し、適切なものです。

加えて、教育基本法第16条は「教育は不当な支配に服することなく、この法律及び法律の定めるところにより行われるべきもの」とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律は第23条第6項で教科書その他の教材の取り扱いに関することは教育委員会の職務権限としています。今回の文教委員会のごとく、県教育委員会の教科書採択について教科書の内容にまで踏み込んで議会が介入することはあってはならないことです。

議会の役割は、各学校の教科書選定を含め教育内容の自主性を尊重し、教育環境の整備を進めるところにこそあります。日本共産党埼玉県議団は、県議会が教育内容の自主性を尊重するよう強く申し入れるものであります。

以上

※文教委員長と各会派代表にも同様の申し入れを行いました。

2013年9月19日

埼玉県知事 上田 清司 様

日本共産党埼玉県議会議員団
団 長 柳 下 礼 子
日本共産党熊谷市議会議員団
団 長 大 山 美 智 子

9月16日発生の竜巻による被害対策に関する緊急申し入れ

9月16日未明に熊谷市、行田市、滑川町で竜巻が発生し、甚大な被害がもたらされました。日本共産党埼玉県議団は塩川鉄也衆院議員および党熊谷市議団とともに17日に現地に入り、深刻な被害状況を調査しました。同日には熊谷市の災害対策本部を訪れ、被災者から直接うかがった声を直接伝えたところです。

本県では2日の越谷市と松伏町の竜巻被害への対応も続いているところですが、被災自治体と協力して応急救助と生活再建に尽力することが求められます。そこで、当面求められることについて、以下の通り緊急に申し入れます。

記

- 一、災害救助法の適用においては、被災者の実情に十分配慮し、柔軟かつ最大限の活用につとめること。
また、被災者生活再建支援制度が適用されるよう、国に強く働きかけること。加えて、災害救助法の適用を受けない行田市と滑川町の被災者に対しても、熊谷市の被災者と同様の支援を受けられるようにすること。
- 一、家屋が被害を受け、避難が長期にわたると見込まれる被災者への対応に万全を期すこと。県営住宅の提供と並行して、自宅近くの民間賃貸住宅を希望する被災者に対する支援も実施すること。
- 一、竜巻により巻き上げられた大小のがれきが収穫前の田畑に入り込んでいる。収穫作業の障害となることから、がれきの撤去作業等への支援をはかること。
- 一、被災家屋等の建て替えや修理には多額の資金が必要である一方、高齢者など新たな住宅ローンを組むことが難しい被災者も少なくない。生活再建および住宅再建の支援策を県として国に働きかけると同時に、県として独自の支援策を講ずること。
- 一、被災した事業者の生業再建を支援するための相談窓口を設置するとともに、県独自の特別融資を実施すること。
- 一、被災者の健康相談や医療対応を受けられる態勢を整備すること。
- 一、県で対応できる支援制度について被災者にわかりやすく周知をはかること。
- 一、竜巻の県内での発生例は少なく、どの市町村も竜巻被害への対応経験がない。今回の被害をもとに、とくに初動に当たって必要な支援や物資、行動について整理し、市町村に紹介すること。マニュアルの作成も検討すること。

以上

県政資料・第118号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

2013年9月定例県議会

住 所 〒330-9301
さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内
県庁代表 048(824)2111 (内線6023)
直通電話 048(824)3413
F A X 048(825)1048
ホームページ：<http://jcp-saitama-pref.jp/>
Mail：jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

